

政策資料

No.236

《復刊131号》
1986年5月1日

巻頭言 福間知之 1

〈特集〉

I 1986年選挙政策	
●日本社会党の訴え	2
II 国鉄問題について	20
●社会党・国鉄再建法案の基本的な考え方	20
日本鉄道株と旅客・貨物会社との対照表	26
国鉄再建案比較メモ	27
●国鉄の特定地方交通線の廃止作業の中止に関する申し入れ	28

〈資料〉

●1986年度予算成立に当っての談話——政策審議会長	28
●電電株式売却問題に対する基本的考え方	29
●円高差益・原油値下益の還元について	30
●訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案	31

日本社会党政策審議会



差益還元で

政府・業界の作業を監視！

福間知之

政策担当中央執行委員

貿易問題に関する最近の米議会の動きは、不公正貿易是正に対する行政の取り組み姿勢並びに成

五百億ドルに達する、と見込まれている。

そこで、五月の東京サミットを控え、我が国政府としてはその対応を迫られているのであるが、円高・市場開放・内需拡大などについての我が国のこれ迄の努力がどの程度評価されるかが注目される訳である。

しかし、依然として議会内の対日攻撃の気運は強く、切っ掛けがあれば直ちに報復法案が浮上するものと見なければならない。

ところで、このところ米国経済については、ドル高是正、原油価格低落、公定歩合引き下げ等のプラス要因が続き、景気拡大に期待する見方が強まっているが、依然として大幅な輸入超過になつており、殊に対日貿易赤字が本年度は

我が国産業界に大打撃を与えた今回の円高問題は、紛れもなく政府が引き起こしたものであり、中小企業の倒産や雇用不安が拡大する中で、春闘にも大きな影響を与えていた。

一体一ドルが何円なら貿易摩擦を解消し、国内産業の活力を維持し得ると政府が考えているのか。これに対して責任ある態度を示す能力など政府には無い。

中曾根首相が調子のいい事を言える様な客観情勢でない事だけは明白である。

一方、この円高で、石油、電力、ガスなどのエネルギー業界を中心とに、莫大な“差益”が転がり込み、これに加えて“原油価格低落”と言ふ神風が吹いてきた。しかし、

国会で我が党が執拗に追及しなければ、これらの利益が国民に還元されず、業界にブールされ、政権

党的巨大な金権の温床にされてしまつたであろう事は容易に想像できる。

去る四月八日、政府が差益還元などを内容とする“総合経済対策”を決定したが、「これが実行されば実質的減税効果をもたらす」などと言つた安易な考え方を政府が持つてゐる点に注意を払わねばならない。

更に米国が、ドルの力の極限を踏して、円高攻勢に出てきたらどうなるのか。我が国産業界が大変な不安を抱いているのは、正にこの点である。

政府の責任で引き起こした円高に対しても、政府自身が予想外の円高に慌てる、と言つた状況は異様としか思えない。東京サミットで

中曾根首相が調子のいい事を言える。電力・ガス料金や輸入牛肉などに於ける僅かな還元では、国民の納得は得られない。

いま全国を行動して、実際に肌で感じるのは、減税と不公平税制は正への労働者の強い期待であり、円高問題に対する職場の深刻な悩みである。我が党の力量が問われる現今の厳しい政治情勢を果敢に乗り切る為に、大いにエネルギーを燃やしたい。

I 一九八六年参議院選挙政策

一九八六・三・二〇

日本社会党の訴え

参議院選挙の意義

国民の皆さん！

日本社会党は、参議院選挙を前に、国民の一人ひとりが、国内外の動きとこれからのかかわりを考え、人間社会の針路をきめる政治の役割を問い合わせてくださるよう訴えます。

いま、世界と日本のなかでは、①人類生存の危機がすすみ、②貿易摩擦と経済の停滞のもとで生活の不安が広がり、③いたるところに社会的不公正がはびこり、④地方や地域が軽視され、⑤人権と民主主義がおかされるという傾向がひろがっています。これを克服す

ることこそ国民の緊急の願いです。いますべての国民が、安心と安全、豊かさと公平を追求する新しい政治、新しい生活を願っているのではないでしょうか。

日本の政治は、大きなわかれ道に立たされています。日本社会党は、政治のこれからの方道をどう選ぶかは、めざきの問題だけにとど

まらず、八〇年代から二一世紀にむかって後もどりのできない歴史的な選択になると考へています。今回の参議院選挙と予想される総選挙は、その意味で日本の針路をめぐる重大な政治決戦となるに違いありません。

国民の皆さん！

強い国家よりやさしい社会です。日本社会党は、権力の横暴で国民を管理・統制し、一方的な犠牲をしいる自民党政治を断じて許さず、とりわけ露骨な軍事大国化・憲法改悪をめざす中曾根政治の総決算を急務として、国民の皆さんと共に、この選挙を勝ち抜く決意です。憲法の平和・民主・人権の原則を生かした住みよい社会、人間どうしの温かい連帯

きました。従来は平和憲法に多少なりとも気をつかつて、『軍事よりも経済』を唱えてきた保守本流の路線さえ乗り越え、露骨な軍拡・軍事大国化の施策を進めているのが中曾根政治の正体です。古めかしい「愛国心」に化粧を加えた「新国家主義」の強調、靖国神社への公式参拝、「危機管理」に名をかりた国家統制の強化、さらには教育臨調、地方行革、国鉄の分割・民営化から弱い者いじめの福祉・医療制度の改悪にいたるまで、一連の動きはことごとく中曾根流権力政治の野望に根ざしています。

の社会を築くために、大きく政治の流れをみえなければなりません。

国民の皆さん！

日本社会党と共に、一人ひとりの力をよせ、自民党・中曾根政治に厳しい審判をくだそうではありませんか。

日本社会党の決意

「新宣言」で再生と脱皮を誓った日本社会党は、戦後四〇年を闘い抜いて、いまニユース社会党として誕生しました。私たちは、結党の原点でもある平和・民主・人権の憲法を守り根づかせるために全力をあげてきました。

改憲の危機が一度ならず訪れましたが、そのたびに、国民のみなさまとともにこれを阻止し、また、憲法体制とは相いれない日米安保体制（軍事同盟）と対決し、危険な運用をおさえつつ、解消のために闘つてきたのは社会党です。私たちは、「憲法をくらしの中に」を合言葉に人権・いのち・暮らしを守り、革新自治体を通じて参加と自治、シビルミニマムの実現に画期的な成果をあげてきました。戦後の日本の若者たちが朝鮮やベトナムで血を流すことなくすごし、いまも防衛費の対GNP比一%枠や非核三原則などが曲りなりにも維持されていることは、国民と社会党の努力

によるものです。日本経済が今日の成長をみたのも、「軍備」への無駄な投資を抑制されてきたからではないでしょうか。

この輝かしい戦後史の流れのうえに立て、私たちはいま、憲法体制を根本から突きくずす中曾根政治に立ちむかっているのです。

ニュー社会党は、憲法にもとづく戦後政治の成果を発展させ、二一世紀を平和・人間尊重・連帯と公正の社会、香り高い豊かな文化の時代とするために、高度な民主主義日本を建設し、世界に貢献する決意です。

中曾根政治の五つの失政

中曾根首相は、「ロン・ヤスの蜜月」を臆面もなくPRしたり、戦争犠牲者を追悼する国

民の心情を逆手にとつて、靖国公式参拝を行ったり、あるいは東京サミットの開催、皇室外交の展開、天皇在位六十年記念行事の挙行などをつぎつぎにうちだし、国民多数の支持を固めたかのように振るまっています。だが、それらのことがほんとうに国民の願いに適っているといえるでしようか。一步踏みこんでみると、「ロン」との蜜月のかげでアメリカの核戦略に従属する軍事同盟体制が着々と進み、靖国参拝は国家主義復活の一里塚とさ

れ、また、天皇・皇室への讃美と役割強化につれて憲法違反の政治利用が既成事実化されているのではないでしようか。選挙直前のタイミングに合わせた「東京サミット」にしても、経済摩擦解消を口実に再び国民経済への重圧を加えられるおそれが強いのです。

こうして中曾根首相の政治手法は、一時的には国民うけを狙つた人気取りの効果を狙いながら、実質の深いところでは、国民のため「やるべきことはやらず」「やるべきでないことをやる」政治となっています。

日本社会党は、中曾根政治のこの「かくされた実質」からペールをはぎ、危険なその正体を明らかにすることが、参議院選挙に臨む政治的争点の大きな前提になると考えます。その一は、暮しと生きがいへの不安です。

年金、医療、社会保障など福祉のための国の予算は、軍事費突出、臨調行革のかけで四年も連続して圧縮され、地域住民のための自治体財政も圧迫されています。また、企業収益の増加にくらべて、勤労国民の所得は停滞し、生活の不安が広がるとともに消費が伸び悩んでいます。ところが中曾根政治は、切実な所得減税には耳を貸さず、それどころか、大型間接税の導入を予定した「税制改革」で国民をいつそうしそり上げようとしています。

さらに、高齢化社会、高度情報化社会、高学歴社会等の進展にともなって、生きがいや

雇用、格差をめぐる新しい時代の不安が生まれています。しかし、年金制度の改悪にみられるように、中曾根政治は逆に不安を拡大しています。

第二は、無責任な経済運営です。

経済摩擦のもとで、日本経済はいま内需を中心への転換が迫られていますが、中曾根政治はそれに逆行して緊縮がまんの不景気政策をすすめています。すでに破綻した「増税なき財政再建」に固執して、四年連続で歳出削減の予算を編成しています。そのため、経済摩擦がさらに激化し、税収不足をきたし、円高デフレによって中小企業は打撃を受け、倒産件数は戦後最高の水準に達しています。減反政策で追いつめられてきた農業もドル安・円高や自由化の圧力で深刻なダメージを受けています。それでもなお中曾根政治は、公共事業、住宅建設、都市再開発、みどりと環境、福祉、文化などの生活関連の社会資本を充実するための政策を放棄し、景気をよくし国民生活を安定させるための積極財政政策を拒みつづけています。

第三は、教育荒廃の深まりです。

過熱する受験競争のもとで、子どもたちは序列主義の重圧に苦しめられ、思いやりや連帯性を失い、自殺にまで追いやられる“いじめ”が増えるなど、教育荒廃のなかに置かれています。中曾根政治は、のびのびとした思

いやりのある教育に転換する努力を放棄し、逆に教育臨調によって序列主義を強め、新たな国家主義の教育をすすめ、また臨調行革によつて教育・文化予算を大幅に削減し、教育費の父母負担を増やしています。

第四は、防衛費の突出が示す力の政治の展開です。

中曾根政治は、米ソ首脳会談にみられる国際的な緊張緩和の動きに逆行し、三海峽封鎖、シーレーン防衛作戦に備え、対GNP（国民総生産）比一%枠を撤廃する「新防衛力整備計画」をすすめています。また、危機管理に名をかりて「安全保障会議」を設置して有事体制を整えようとするなど、日本を危険な軍事大国に仕上げる力の政治を開拓しています。

第五は、新国家主義による民主主義の破壊です。

中曾根政治は、国民総スパイ法（国家秘密法）案の提出、靖国神社公式参拝の強行、「君が代」「日の丸」の押しつけなど、新国家主義による反動化をすすめ、また、首相の私的諮問機関や直属の審議会を重視して国会の機能を形骸化し、また裁判抜きの代執行を認める地方自治法改悪によって自治権を奪おうとするなど、戦後政治の憲法体制を根本からつき崩し、民主主義と人権を破壊しようとしています。

このようないやりの五つの不安をおしつけている中曾根政治と対決し、国民のいまの願いにこたえるため、日本社会党は、つぎの政策目標をかかげ、当面する選挙の争点として国民のみなさんに訴えます。

第一に、国民の所得と雇用、福祉と社会保障の水準を高め、二一世紀の課題を解決して老若男女みんなが生きがいとゆとりをもつて暮らせる人間復権の社会をめざします。

第二に、内需中心の積極財政と大幅減税を断行し、公正で格差のない社会を実現、国際協調のもとで新しい社会経済成長の道を開きます。

第三に、人間尊重の教育を徹底して、いじめや体罰など教育の荒廃・管理主義教育を克服し、受験地獄をなくし、のびのびとした思いやりのある教育を創ります。

第四に、反核・軍縮の世界の流れを促進し、非核三原則を順守し、全方位の平和外交をすすめて非武装平和憲法の精神をひろげます。

第五に、政治のすべてをガラス張りにし、国民の人権を保障し、だれもが参加できる新しい清潔な政治を実現します。

いま、国際的には米ソ首脳会談を機に緊張激化の時代から緊張緩和の時代への兆しがみ

え、軍事費突出、防衛費の対GNP比一%枠撤廃にみられる中曾根軍拡路線は反核・軍縮、平和をもとめる国民の強い反撃にあつています。国際的な経済の停滞のもとで、輸出主導型の日本経済は、貿易摩擦、急激な円高不況におちいり、格差をひろげています。また、高齢化、高学歴化、情報化、技術革新などの変動は、社会のすみずみまで新たな困難な問題を生みだしています。人びとの予想をこえたこの急速な歴史の進展は、中曾根政治をゆさぶり、さしもの高い世論支持率にも赤信号がともろうとしています。そのなかで、日本社会党は、党のかかげる五つの主張が、国民に現実味をおびて迎えられるに違いないと確信しています。

だから、私たちの「あいことば」は

「WE TRY NO.1」

国民の皆さん！

日本社会党は、今回の参院選挙と予想される総選挙で、「防衛費GNP比一%枠を順守し、平和憲法を擁護する」という一点の統一目標で一致できる政党、政治勢力、個人などによる反中曾根大連合の形成をめざします。これによつて日本社会党は、政局転換のリーダーシップを発揮し、いわゆる「すり寄り連合」ではない中曾根政治にかわる連合政権をめざします。

二ユ一社会党への支持を

私たちは二一世紀に向けて、「誰もが明るい未来にひらく」という理想を掲げてたたかります。理想や夢がなく、現実に追従するだけでは、現在人類と地球の直面した危機を克服することはできないからです。人類と地球の危機とは、①核戦争の脅威、②生態系の破壊、精神の荒廃——の三つをさしてます。この危機は従来の「力」や「イデオロギー」や「国益」を優先した考え方では解決できません。二ユ一社会党は、人間らしさにみちた「生

と生活」をよみがえらせるため、物質的な豊かさだけでなく、精神的豊かさ、文化・自然環境などを含めた新しい質のくらしと社会を形成します。二ユ一社会党は、人間尊重・ヒューマニズムを基本理念として、自らの意思と連帶の力で、自分たちの生きかたをかえようとする積極的な人びとともにたたかう決意です。

今回の参議院選挙は、二ユ一社会党が国民の力で中曾根政治を総決算し、新しい政治の展望を切り開くステップとしなければなりません。日本社会党はその決意をこめて自らの歴史的任務を実現するため、ひろく国民の皆さんの支持を訴えます。

参議院選挙重点政策

一、平和と民主主義への日本の選択

(一) 反核・軍縮をめざして

流れに逆行する危険な軍事大国の道です。日本社会党は、これに反対し、非武装・非同盟の平和日本の建設をめざし、すべての国との友好・連帯をきずき、あらゆる国際的紛争の平和解決に貢献する自主・平和外交をすすめます。とくにアジアの平和を実現していくには、

日本社会党の役割は大きいと確信します。昨年の米・ソ首脳会談をきっかけに核軍縮と緊張緩和の兆しがみられます。これを後戻

中曾根政治は、レーガン米大統領の対ソ軍事戦略に加担し、自衛隊を増強し、日本列島の「不沈空母化」をすすめています。これは平和憲法にそむき、アジアと世界の平和の潮

りさせないためにも日本自らの努力が大切です。とくに今年は国際平和年にあたり、国連は、今年こそ核軍縮への第一歩をふみ出す年として、各國政府や国民にむかって核軍縮に具体的にとり組むよう決議しています。平和を国是とする日本は、アメリカのSDI（戦略防衛構想）への加担を止め、非核三原則を守り、核を積んだ米軍航空機や艦船の配備・寄港をやめさせます。

また、アジア・太平洋非核地帯を実現し、南太平洋非核地帯とつないで、北欧非核地帯設置構想、地中海非核地帯構想などと連結し、反核・軍縮の道を開きます。

朝鮮の自主的平和統一、「三者会談」、南北の直接対話の進展を支持し、平和統一と民主回復を願う韓国の諸勢力との連帯・交流を具体化し、朝鮮半島の緊張緩和に貢献します。また、全千島の早期返還を実現し、日・ソ和平条約締結への展望をひらく課題にとりくみます。

(二) 防衛費の対GNP・1%枠の撤廃に反対し、軍事大国化を阻止

中曾根政治は、新防衛力整備計画で防衛費の対GNP比1%枠を撤廃、シーレーン防衛など日米共同作戦をつよめ、憲法が禁止している集団的自衛権まで侵して軍事大国化をおしすすめようとしています。

社会党は、防衛力増強の歴止めとなつてきた防衛費の一%枠を守らせ、防衛費の凍結・削減を着実にすすめ、アメリカの対ソ戦略にもとづく、日米共同作戦の強化を阻止します。日米安保体制の核安保・アジア安保化をやめさせ、日米軍事同盟に代わる日米平和友好条約を締結して、日米の眞の友好を推進、世界平和に貢献します。

(三) 民主政治の確立

中曾根政治は、「戦後政治の総決算」の旗印しのもとで議会制民主主義をふみにじり、政治反動をつよめ、国家秘密法、安全保障会議法の制定をめざすなど國家統制を強化しています。また、靖国神社の公式参拝、教科書の検定の強化、愛国心、君が代・日の丸の押しつけなど軍国化への傾斜をつよめています。

日本社会党は、これに反対し、憲法にもとづく民主的議会政治をまもるとともに、知る権利、信仰の自由、健康で文化的な生活の権利、平和に生きる権利、さらには部落解放基盤の制定など人権を守る制度の前進をはかり、あらゆる差別をなくし、基本的人権に根ざした民主政治を確立、近隣諸国との信頼関係を高めます。そのため、国政調査権をもつ審議会の設置、オンブズマン制度の創設、情報公開制度の確立、高級官僚の天下り規制、選挙資金制度の改善などの制度改革をすすめています。

経済大国といわれる日本は、対外進出のなかで発展途上国の資源収奪と環境破壊をすすめ、国際的な非難をあびています。加えて安全保障重視の戦略援助は、韓国・フィリピンにみられるように政治腐敗や社会矛盾を激化させています。

日本社会党は、戦略援助をやめさせるなど、経済協力政策を転換し、自立、共生、連帯の立場から途上国のニーズに対応した経済協力を積極的にすすめます。途上国の累積債務については、外資依存体质のはるかに協力し、先進工業諸国の国際協調による債務返済のくりのべ、利子軽減などの緊急措置をおこないます。とりわけ、深刻な問題となつてゐる発展途上国の「飢餓」や経済的立ちおくれを解消するため、日本のODA（政府開発援助）を増額し、GNP比〇・七%の国際基準を早期に実現、平和共存と平等互恵、自立と共生・連帯の原則に立つた新しい国際経済秩序の確立に努力します。

二、公正で活力のある新しい経済への道

深刻な円高不況のもとで、わが国の経済はいま大きな曲り角を迎えています。この不況の背景は、過去数年来、世界各国の景気が停滞しているのに日本だけが突出して輸出景気を続け、しかも儲けのわりに、労働条件や国民生活の向上、社会資本の充実などにカネを使わず外国市場を荒らすことに集中したため、国際的な批判を浴びて経済摩擦が激化、それを緩和しようとした昨年九月の五カ国蔵相会議を契機にドル安・円高が急激に進み、輸出環境が悪化していることに基いていまはじめて財政の運営を誤り、国庫に百三〇兆円もの赤字が生じているため、中曾根内閣はすでに四年連続の緊縮政策を採つて国民にガマンと耐乏を押しつけ、不景気をいつそう煽りたてています。

こうして、いまの円高不況も、国民生活の停滞と不安も、自民党・中曾根内閣の経済政策に原因があり、それを転換させないかぎり活路を開くことはできません。

(一) 輸出中心から内需中心へ

対外的な経済摩擦を解消して国の経済の安

定的成長をはかるためには従来の輸出中心の産業経済構造を改め、国民生活の向上をテコとした内需の拡大策を中心としなければなりません。当面、欧米諸国との労働条件（賃金、労働時間など）と社会的生活基盤（住宅・下水道その他の都市施設、みどりの環境、医療、保健施設など）の充実を急がなければ、日本の輸出攻勢は不公正な「カミカゼ輸出」だという批判を避けられず、世界中からのボイコットにさらされる結果になります。逆に、

内需拡大にむけて政府の施策を集中、カネの流れを誘導すれば、「貯蓄過剰・投資過少」といわれる経済摩擦の構造的要因の一つをも克服し、金利や円相場の国際的不均衡を是正、摩擦を解消して経済活性化の新たな道を開くことができます。したがつてこれからは、このような内需拡大を国の経済政策の最重点の目標とすべきです。

(二) 緊縮政策から積極政策へ

中曾根内閣は、大幅減税や公共投資等の積極的拡大の要求に対しても、財政の赤字にしばられて何もできない、財政再建までは緊縮と耐乏しかないのだと繰り返しています。しかし、財政再建の方針を歳出削減一本槍ですすめるというその考え方には間違います。

緊縮・耐乏路線のもとで行政サービスの水準を落とし、福祉や国民生活を圧迫するやうなことは、結果として経済の活力を奪い、不況を長期化し、国の産業・経済を縮小再生産に導く方向へ作用することになります。国の経済が衰えれば財政も破綻するのが当然です。現に、自民党・中曾根内閣のもとでは、年間一〇兆円もの財政赤字が依然として続き、「昭和六五年度までに赤字国債脱却」という公約を破綻させています。

刻になり、地方・地域や中小企業は見捨てられることがあります。景気が落ちこんでいるいまの局面でこそ、政府は自らの責任で思ひきつてカネを出すべきです。

社会党は、当面の景気拡大、内需振興のため今年度さしあたり二兆三〇〇億円の減税を断行、生活基盤充実のための公共投資等一兆五〇〇億円を政府予算に上乗せ（その波及効果は五兆円程度の需要拡大）することを主張しています。

社会党は、防衛費の現状凍結、計画的削減をはじめ行財政改革によって行政のムダを省きつつ、他方では、さしあたりの不況打開・景気振興のために財政金融を動員した積極的対策を主張します。このため特に有効な二兆三〇〇〇億円の減税は、不公平税制（例えば大企業への租税特別措置や高額配当所得などへの優遇）の是正で財源をつくつてただちに断行すべきです。また、景気振興のための公共投資等は、建設国債の発行額を増やして早急に実施することを求めます。

このような積極的財政金融政策の運用は一時的に歳出や借金を増やしても、長い目でみれば国の経済の規模と水準を高め、それによつて着実に財政の健全化を実現します。社会党はそういう立場で、政府とは違つて、経済の良好なパフォーマンスの持続を前提に五年刻みで「昭和七五年度まで」の財政再建の中期計画を推進します。

（四）社会的公正の原則を経済に活かす

税制をはじめ財政・経済の不公正な仕組みや運用が中曾根政治のもとですすめられ、また「民活」のかげで利権政治の温床がつくらえようとしています。日本社会党は、不公平税制の抜本的は正に力をいれるとともに、いつきの利権を許さず、社会的公正の原則を経済に生かすためにたたかいます。

社会党は、防衛費の現状凍結、計画的削減をはじめ行財政改革によって行政のムダを省きつつ、他方では、さしあたりの不況打開・景気振興のために財政金融を動員した積極的対策を主張します。このため特に有効な二兆三〇〇〇億円の減税は、不公平税制（例えば大企業への租税特別措置や高額配当所得などへの優遇）の是正で財源をつくつてただちに断行すべきです。また、景気振興のための公共投資等は、建設国債の発行額を増やして早急に実施することを求めます。

このような積極的財政金融政策の運用は一時的に歳出や借金を増やしても、長い目でみれば国の経済の規模と水準を高め、それによつて着実に財政の健全化を実現します。社会党はそういう立場で、政府とは違つて、経済の良好なパフォーマンスの持続を前提に五年刻みで「昭和七五年度まで」の財政再建の中期計画を推進します。

（四）社会的公正の原則を経済に活かす

税制をはじめ財政・経済の不公正な仕組みや運用が中曾根政治のもとですすめられ、また「民活」のかげで利権政治の温床がつくらえようとしています。日本社会党は、不公平

税制をはじめ財政・経済の不公正な仕組みや運用が中曾根政治のもとですすめられ、また「民活」のかげで利権政治の温床がつくらえようとしています。日本社会党は、不公平

また、現在の円高が五ヵ国議相会議の協調介入という政策行為の結果である以上、中曾根内閣にはそのデメリットを防止・解消する責任があります。とりわけ、輸出型産地中小企業等への緊急対策を急がなければなりません。社会党は、中小企業のいまの経営危機を救うため、当面、①特別融資金利の引き下げ（年利5%以下へ）、②融資窓口の緩和と迅速化、③独禁法および下請け代金支払い遅延防止法などの厳格な適用、④雇用問題発生防止のため、不況対策諸法を円高の影響をうける業種・地域にまで拡大するなどの措置、⑤環境変化に対応するための業態改善、設備更新等を特別融資の対象とし、その資金について大幅な減税、⑥円高等関連中小企業対策法（円高法）を補強した新たな法案の制定、などを推進しています。

さらに、円高によって大きな差益を受けている電力・ガス等の大企業に対しては、その差益を営業努力による一般的収益と区分した別途積立金として国民の前にガラス張りとし、消費者・社会への還元策を進めます。とりわけ、政府の認可制度のもとで固定している電気料金については、円高相場が定着することを前提として、今年内の適切な時期にまとめて一世帯当たり一万円程度の還元を実施、自後は料金の値下げによる還元をすすめます。また、社会的還元の方策は、消費者・生

産者の代表が参加する委員会を設け、ガラス張りのなかで早急に検討します。

（五）変化への挑戦は共同・連帯の力で

経済の現局面は単なる不況期とみるべきではなく、世界経済の変動——経済摩擦の激化をつうじて、わが国の産業・経済の構造が大きな転換をせまられていることを直視する必要があります。円高不況の深刻なイメージを受けている輸出型産地中小企業をはじめ、鉄鋼・非鉄金属、紙パ、化学産業など素材型産業の部門も軒並み新しい時代への対応を求められています。

どう対応するかを探るための研究開発、設備更新、業種転換などの努力は、蓄積のある大企業は自前でやれますか、中小企業などにはその余力がありません。社会党は、このような企業や地域経済の振興と研究開発等のために、関連部門、地域ごとの共同・連帯の取り組みを強く推進します。すなわち、これらの内需型経済の中心課題となる生活・環境・情報基盤整備にあたっては、計画立案・推進、資金調達等の主体を分権化し、地域の手段（自治体の役割強化、地域金融機関の動員等）を基本とする必要があります。国は、それらの事業や研究開発費等に対しても直接・間接の補助、利子補給、低利の融資、地方債等への保障、設備投資減税などの施策を重点

的にふりむけなければなりません。

三、国民に奉仕する税財政

中曾根内閣は「増税なき財政再建」をスローガンとして掲げ、毎年歳出削減に偏った予算編成を行っているために内需型成長経済への転換が進まず、対外経済摩擦の激化、円高デフレ、税収不足等々の矛盾が深まり、赤字国債脱却目標の後退、大型間接税の導入などその政策破綻が明白になっています。財政運営にあたっては国民生活の向上を最重点にすべきであり、内需型成長経済への転換、財政赤字の着実な克服を課題にしていかなければなりません。私たちはそのような観点からつぎの重点政策の実現をめざします。

(一) 生活向上と内需拡大のための財政政策

- 1 軍事費を突出させ、福祉と教育費を抑制する『軍拡予算』をやめさせ、生活安定と平和をまもる『軍縮・内需拡大予算』を編成します。
- 2 勤労者の生活を圧迫し、個人消費を冷やす大衆増税を防ぎ、大型の所得減税を実施します。六一年度には二兆三〇〇〇億円規模の所得減税を実施します。
- 3 生活、福祉関連の公共投資を行い、社会的基盤の整備を計画的にすすめます。

とくに住宅、下水道、都市公園、森林等々を重視するとともに「緑のプランニング」、「福祉型都市建設計画」など新たな公共投資

計画（今年度一四兆円規模の総事業量に五兆円程度を上乗せ）を策定し、これにもとづいて総合的かつ効率的に事業をすすめます。

- 4 財政再建の目標は、今年度を起点として、第一段階の五年間に一般会計における公債依存率を二〇%以下に抑え、第二段階五年間で一〇%、第三段階の五年間に財政の困難な問題をすべて解決し、健全化を達成します。
- 5 脱税や巧妙な税金逃れに対しては厳格な税務調査や罰則の強化をはかります。

(二) 地域の活力の助成と財政投融資の改革

とくに住宅、下水道、都市公園、森林等々を重視するとともに「緑のプランニング」、「福祉型都市建設計画」など新たな公共投資

計画（今年度一四兆円規模の総事業量に五兆円程度を上乗せ）を策定し、これにもとづいて総合的かつ効率的に事業をすすめます。

- 1 地方自治体中心の財政運営をめざし、補助金制度の整理見直しを行います。なお、中央支配を温存しながら負担を住民に転嫁する地方自治体への「補助金の一括カット」に反対します。
- 2 地方自治体の自主財源の確保、起債権限の拡大をはかります。

- 3 二一世紀にむけて、財政投融資の原資面、運用面から現行制度・投融資機関のあり方を見直します。
- 4 選挙めあての減税宣伝、大増税後追いの中曾根プランに反撃、国民の前でガラス張りの税制改革論議をおこします。
- 5 大衆増税と所得の低い人ほど負担が重くなる大型間接税の導入に反対します。

四、共に生きる社会づくり

高齢化社会の到来とともに、社会保障や福祉の水準向上を求める要求が国民のあいだに高まっています。この要求は、高齢期を生きるための生計維持費としての年金、健康や医療、生きがいや町づくりなど生活全体にかかる不安にもとづいています。中曾根内閣は、こうした切実な国民の不安にこたえるどころか、逆に行政改革の名のもとで、年金、医療、社会保障の予算を縮小する一方、利用者負担を当然とする世論をつくりあげ、国が保障すべき福祉でさえ個人の負担で買わなければな

らないように仕向けています。これは「日本型福祉社会」の基調にもとづく「自助努力」と「民間活力」の展開であり、国民生活の最低基盤を支えなければならない行政の責任の放棄といわなければなりません。

社会党は福祉の切り下げに反対してたたか

うとともに、高齢化社会にともなう社会経済条件の変化に着目し、質の高い生活を優先させるという立場から年金・医療保障・福祉サービスの充実、生活環境の整備などを総合的に推進します。

(一) 安定した生活のための年金

老齢福祉年金（二万六五〇〇円または二万三八〇〇円）の低い水準や無年金者者の存在は、生活基盤としてのミニマム保障さえ整備されていませんことを示しています。また、ゆきすぎた管理や干渉によって、行政による人権侵害も発生しています。

私たちは、福祉・人権を支える最低条件を整えるため、つぎのような「生活基盤ニユーム」を設けます。

1 基礎年金を最低保障年金として拡充します……すべての国民は六五歳から月六万円（夫婦で一〇万円）を均一年金として支給し、全労働者の平均賃金上昇率にスライドさせることとします。

2 生活扶助を基礎年金に統合します……生

活保護制度を基礎年金に統合し、条件に応じて補足給付を上乗せすることによって生活扶助基準を維持します。補足給付の要件は、所得に限ることとし、原則として資産チェックはやめさせます。

(二) 安心してかかる医療

今国会に「老人保健法」改正案が上提されていますが、これは老人医療における患者負担を強め、国の責任を労使に転嫁するための改悪案というべきものであり、断じて許すことはできません。この法案によれば外来は（一月）四〇〇円→一〇〇〇円、入院は（一日）三〇〇円（二カ月限度）→五〇〇円（限度なし）となり、老人医療費の自己負担率は全体で一・六%から四・五%へと三倍近く引き上げられることになります。これは患者負担を強めることによって医療費を抑制するという考え方ですが、このやり方は高齢者への温い配慮を欠いています。国民医療費が増大した理由は、医療機関に対する保険からの支払いが「点数出来高払い」になっているため、「薬づけ・検査づけ」がはびこるなど、當利医療が放置されているところにあります。

社会党は高齢者医療費の自己負担をやめさせ、国立病院・療養所の統廃合など医療システムの改悪に反対します。さらに治療偏重の

医療ではなく、予防、リハビリを含めて医療内容を適正化するため、保健所の充実、自治体病院との提携による精密検査、初期診療機能の確保、保健婦の家庭訪問指導の拡充などに努めます。

(三) 人権尊重と差別や隔離からの自由

社会保障制度の対象者を差別したり、ふつうの社会生活から隔離して孤立に追いかむことをやめさせ、すべての人が、自由で自発的な人間どうしのつきあいと連帯のなかで暮らせるようにします。そのため、①通所介護（デイ・ケア）または短期介護（シユート・ステイ）のための小規模施設を積極的につくり、地域における介護者派遣制度を整備します。②たとえば障害者を適用除外とする最低賃金法、障害児を盲・ろう・養護学校に強制就学させる学校教育法施行令、保護者の同意だけで入院を強制する精神衛生法などを抜本的に改め、それらの差別をなくします。③「部落」差別や「私生児」差別に悪用されやすい戸籍制度は、関連制度と共に全面的に見直し、改善します。「部落解放基本法」制定によりくみ、また、いざというときの「かけこみ寺」として、現行の人権擁護委員会を発展させ、すべての市町村に生活、人権擁護センターをつくります。

(四) 福祉型都市改造プラン

高齢者、障害者、こども、母子世帯などにとつてくらしやすい地域社会を形成するため、福祉型の都市改造プランをつくり、自治体と市民の活力でこれを推進します。

このプランの対象事業には、最低限つぎの項目を含むものとします。

- 1 住宅改造(トイレ、バス、スローブなど)
- 2 鉄道各駅の改造(エレベーター、スローブ、トイレなど)

3 国・県・市のすべての建築物の改造(同右)

4 歩車道の立体的完全分離

5 通所介護または短期介護施設の設置と介護者の派遣システムの確立

五、のびのびとした思いやりのある教育の再生

自殺にまで追いやる“いじめ”が深刻化したり、小学生の四人に一人、中学生の二人に一人が塾通いをする“乱塾時代”などに示されるように、教育の荒廃が深まっています。

子どもたちは競争社会のなかで点数序列主義の重圧に苦しみ、また規制やきまりでしばられ、自主・自律の心をそう失する管理主義のなかで生活しています。いまや教育荒廃の

克服は、一時もゆるがせにできない国民的課題です。ところが中曾根政治は、「戦後政治の総決算」の一環として教育改革を行うと主張し臨教審を発足させましたが、臨教審は「受験地獄をなくして欲しい」等の父母・国民の要求にはすこしも応えず、逆に義務教育段階まで“複線化”する「六年制中等学校」をつくったり、「愛国心」や「日本文化」を強調する新たな競争主義と国家主義の“上からの教育改革”をすすめようとしています。同時に、

臨調行革によって教育や文化の予算を削減しながら、「日の丸」「君が代」の強制に示されるように、「金は出さないが口は出す」という姿勢を露骨に示しています。社会党は、このような中曾根内閣の政策に反対するとともに、人間尊重に徹して、のびのびとした思いやりのある教育を実現し、また、国民一人ひとりが参加し、楽しむ文化・スポーツの振興をすすめます。

(一) “いじめ”を克服する人権教育

陰しつな“いじめ”は背景がどうであれ、一人ひとりがかけがえのないのちを持ち、またそれは温い人ととのつながりのなかで支えられているという、人権意識を欠いているところから生じています。今日ほど教育基

本法の「個人の尊厳」を重んじる教育、人権教育を強調しなければならないときはあります

せん。日本社会党は、あらゆる機会を通しての人権教育を重視します。「障害児と健常児がいっしょに学んだり、「福祉教育」等の推進も、思いやりのある教育にとって重要です。また、生徒会活動など、子どもの自主活動を重視します。いじめ問題の要因の一つとなっている体罰は一掃されなければなりません。

そして、いじめなど子ども・青年の人権侵害に対し、地域住民の手による「いじめ一〇番」「人権一〇番」などの設置をはかります。

(二) ゆきとどいた教育

“落ちこぼし”をなくすため、学ぶ者の立場に立って徹底的に教育内容を精選するなど、ゆとりある、ゆきとどいた教育をすすめるとともに、先進諸国では二〇～三〇人である学級規模の縮小のため、「四〇人学級」を早期に実現し、直ちに「三五人学級」に着手するなど一人ひとりが大切にされる教育条件の整備をはかります。また、校内暴力など問題行動の背景ともなっている過大規模校を国の特別な財政負担によって解消します。そして、ゆとりある教育のため「学校五日制」をめざします。

(三) 教育における自治と自由

学習指導要領の法的拘束力をなくし、「指針」にとどめ、また、教科書検定制度を改革

するなど、教育現場における自制と創造性を重視します。教育委員会の公選制をめざし、当面準公選制の推進、委員会の公開などを行ない、教育行政や学校に父母住民の参加をすすめます。

(四) 入試制度の改革と生涯学習の推進

準義務化している高校の入試をなくし、希望者全員無試験入学をはかるよう条件を整えます。国公立大学の共通一次試験の廃止など大学入試改善をすすめます。また、いつそう重要となつてきている生涯学習を推進します。そのため、誤った「民間活力」論にたつ社会教育の下請・民営化をやめさせ、施設の整備、「有給教育休暇制度」の実現など条件を整備します。

(五) 平和教育の重視

平和憲法をもつわが国は、率先して平和な国際社会づくりに貢献し、他国や他国の国民の立場を尊重し、相互理解を深め、平和な国際社会建設のため、学校教育・社会教育などあらゆる機会を通して平和教育をすすめます。

(六) 文化・スポーツの振興

文化やスポーツの振興は二一世紀を前にして国民一人ひとりにとって必要不可欠のもの

となり、私たちの「生活の質」を変える上で重要です。そのため、「参加する文化・スポーツ活動」の推進が求められています。市民の自主的活動を尊重し、それを発展させる外的な条件づくりを保障する文化・スポーツ行政をすすめます。そのため、週休二日制など労働時間の短縮、公共の文化・スポーツ施設の拡充、整備、指導者の養成などを積極的にすすめ、「だれでも、いつでも、どこでも」参加できる文化・スポーツの振興をはかります。

六、住みよい環境とまちづくり

(一) 地域開発の基本

これまでの自民党・政府の開発計画によつて、どこでも過密・過疎の現象が生れ、福祉・文化施設の不足、公共交通の衰退、都市災害の激発、通勤地獄、公害と自然破壊など多くの矛盾を全国に拡散してきました。中曾根内閣は、八六年度中に「四全総」を策定し、新たな開発をすすめようとしていますが、それは、中央集権を強めようとするだけで、問題の解決に迫るものではありません。私たちは、

(二) 土地制度の改革の方向

自治体を中心に土地利用計画を策定して、現在複数ある公的地価評価制度の一元化をはかり、開発許可、取引届出、税制等の適正化をすすめ、土地を所有中心から利用中心へと転換します。

(三) 遊休国公有地を活用し都市再開発の促進

都市の中心部分の例ええば東京の千代田、港区などのいわゆる「遊休」国公有地は、職住近接型公共賃貸住宅・公園建設を中心とする都市再開発に活用します。地方都市の商業地再開発も公的助成により促進します。

(四) 公的保障の拡大による住宅難の解消

住宅設計計画のもとに、国・自治体の役割や目標とする居住水準等を定めた住宅保障法を制定します。公営住宅の入居基準は年収五〇〇万円に引き上げ、三LDKで家賃五万円程度以内の公営住宅を建設するとともに、公団住宅の供給も、「高遠狭」の解消をめざします。また、老人・障害者同居向け、中古住宅、増改築、木造住宅向けに重点を置いた、住宅減税、公的住宅融資の拡大を進めます。

(五) 環境の保全と公害の防止

環境保全・公害防止のため、環境アセスメント

ント制度の法制化、自然公園法の見直しとナショナル・トラスト運動に対する条件整備、公害健康被害補償制度の充実、強化、生命科学など科学技術が生む汚染の変化に対応した十分なアセスメント実施体制の整備と有害化学物質対策の総合的、効率的推進、都市再開発等に伴う環境への影響の事前・事後調査の強化を行います。

(六) 自治体の国政参加権を確立し、住みよいまちづくりを

社会党は、外国人登録事務など自治体の意向を無視し、行政事務を国が一方的に代執行しようとする憲法違反の地方自治法の改悪

治の豊富化等々住民主導の行政改革を推進します。このような自治体改革を進めるため、対等平等な関係を保障している憲法の地方自治の本旨に基づき、天下り行政・通達行政はもとより各省庁の縦割り主義による地方自治への干渉を排します。そして住民福祉を充足するため、法人課税に対する自治体への配分割合の強化など自治体の自主税源の充実と財政主権の保障をはかり、自治体に対する国の財政支出の在り方、行政運営に対する意見反映など自治体の国政参加権を確立します。

七、女性の自立と男女平等の実現のために

補助金整理に名を借りた国のかつての自治体転嫁、公共性の無視、效能率ばかり追求する行政サービスの下請・民営化など中曾根内閣の地方行革に反対し、民主・公正・社会的な有効性の原則に基づく自治体改革を推進し、安心で生きがいある暮らしを保障する自治体をつくります。

このため、デイ・ケア、予防・リハビリ医療、老人・子ども・女性の暮らしやすい町づくりなど自治体を中心とする地域福祉システムの確立、子ども・大人の発達を保障する教育行政、生涯学習の推進、住民のニーズを先どりする公務労働、情報の公開、プライバシーの保護、議会活動の活性化等による住民自

の撤廃、平等の促進、そのための環境、条件整備をめざして法の改正や制度化、各種の施策をおこすすめています。男も女も、お年よりも子どもも、障害者も健常者もみんなが平等な一員として生きることのできる平和な社会を創るために努めます。

1 雇用の平等を実現します。

一〇二国会で成立した、「男女雇用機会均等法」は、八六年四月一日から施行されます。しかし、この法律では平等にならず、格差が拡大する危険があります。雇用の全分野で差別を禁止すること、権限のある救済機関を設けて迅速に救済措置をとることなどを内容とする法の改正をめざします。

2 パートタイマー（短時間労働者）の賃金

や労働条件について差別的にとり扱うことを禁止するパート等保護法を制定します。

3 男女全職種に適用する育児休業法を制定し、家族看護のための休暇制度を確立します。

4 各種健康保健法を改正して妊娠、出産から生じる障害を医療給付の対象として分娩費の自己負担をなくします。

5 妊娠から産後までを含めて母性的権利を保障する総合的な母性保障法を制定します。

6 産休あけから利用できる保育施設を拡充するとともに設備、人員を確保して長時間重を基本にしてあらゆる面における女性差別さえに変りつつあります。私たちは人権の尊

保育、夜間保育の公的保障を確立し、ベビーホテル、二重保育を解消します。

7 学童保育制度の確立、児童館の設置、地域で子ども達が自由に遊び、スポーツ活動ができる機能をもつ場を拡充します。

8 交通事故、労働災害等による母子・父子家庭の子どもの生活、高等学校、大学への進学のチャンスを保障します。

9 家庭介護員派遣事業法を制定し、在宅介護を充実します。

10 「主婦」の社会活動、社会参加を地域で保障する基盤づくりを行ないます。消費者運動、教育活動、住みよい環境づくり、ボランティア活動、さらには文化、スポーツ活動などを尊重し、連帯・支援をつよめ、それらの活動のために公的施設の開放等をすすめます。

11 人間関係が希薄化した地域での子育て、

高齢者介護など個人生活向上の悩みを解決するための地域コミュニティづくり、例えば保育所に育児相談センターの機能を持たせるなど、公的施設の活用を中心とした温いふれあいの地域環境づくりを行ないます。

八、完全雇用と人間的労働の実現

(一) 日本は「経済大国」になつたと言われていますが、労働時間はじめ、労働者の生

活、労働条件は、相変わらず欧米先進諸国の水準を下回っています。技術革新の進展、サービス経済化、産業・職業構造の変化、高齢社会化、女性の社会的進出など大きな経済的社会の変化の中で、失業者の増大、高齢者の雇用不安、男女雇用差別問題、パートタイマー等不安定雇用労働者の増大等、様々な問題が生じています。

(二) 社会党は、格差と差別、雇用不安の解消をはかり、ゆとりある労働者の生活を実現します。

1 労働時間の短縮

完全週休二日制、週四〇時間労働制を確立し、時間外労働、深夜労働など人間の生活リズムに反する労働を規制します。また、ゴールデン・ウイーク、夏季、年末・年始の三大連休を実現します。

6 解雇の規制

大企業の「減量経営」合理化を規制するため、雇用対策法による大量雇用変動の届出制度を改善・強化します。また、公労使三者代表による「雇用対策委員会」制度を創設し大量解雇を規制する措置を講じます。

7 自治体等における雇用創出

医療、社会保障、教育、文化、職場の安全衛生、食品の安全衛生、国土緑化、災害防止など、国民生活の基盤となる分野において、国の積極的な援助のもとに、自治体を中心に雇用創出を図つてゆきます。

3 不安定雇用労働者の保護

パートタイマー等不安定雇用労働者を保護するために、「パート等保護法」「林

業労働法」の制定をはじめ、派遣労働者や季節労働者についても立法や行政で保護政策を講ずるようになります。

4 中小企業労働者の労働条件の向上

中小企業労働者の雇用安定、労働条件の向上を図ります。このため下請代金支払遅延防止法の強化改正「下請取引適正化法」などを制定し、中小企業の保護、援助措置を講じます。

5 最低賃金の引上げ

最低賃金の引き上げを図るとともに、下請、臨時、パート、家内労働などによる差別をなくし、同一労働同一賃金の実現を図ります。

2 定年の延長と高齢者雇用

六〇歳未満定年制を禁止するとともに、年齢を理由として中高年齢者の雇入れを拒否することを止めさせます。このため「定年制および中高年齢者の雇入れの拒否の制限等に関する法律」を制定します。また、高年齢者雇用率制度を強化拡充してゆきます。

労働者の諸権利の保障、拡大

労働基本権を保障し、労働者の組織化を積極的に援助してゆきます。また、労働組合の自主的教育訓練活動、労働者福利活動を援助します。さらに、企業における職務設計、労働力の編成に対する労働組合の発言権を保障します。

9

労働災害・職業病の防止

労働災害や職業病の根絶をめざし、多発職種・事業については十分な実態調査を行ない、安全衛生基準の確立を図るとともに、発ガン性等安全性に疑いがある物質については、作業環境からの追放を推進します。また、労災被災者、職業病罹病者には、労災補償保険法の改正などにより、必要な治療、生活保障及び社会復帰のための措置を講じるとともに、特に重度障害などの場合に深刻な問題となる介護者の生活保障措置を講じます。

が確実に社会、経済を動かす原動力となつてきた社会を意味しています。

情報制する者は、社会、経済にとどまらず、国と世界をささえその影響下におくことを可能にしており、この意味で高度情報化は、まさに生活、平和、民主主義にかかわる人間の生き方にかかわる問題を提起しています。

すでにわが国の牽引的産業はかつての重化学工業に代わって電気、通信産業がその役割を果たし、大量の生産、流通、消費から多品種少量生産へと産業構造の転換はすんでいます。現在、二四兆円の情報通信産業の市場規模は、一九九〇年には四五兆円、二〇〇〇年には一〇〇兆円に達し、ほかに六〇、七〇兆円の波及が予想されています。このように産業、企業の情報化、情報の産業・企業化、地域・社会の情報化が相互にかかわり合うなかで情報化社会は進展の度を早めています。

(二) 高度情報化の「光」と「影」

九、技術革新の生む富を人類のものに

(一) 高度情報化社会の意味

今日、高度情報化社会といわれるものは、ME(マイクロエレクトロニクス)、コンピュータ、電気通信技術の融合した新たな技術革新によって、情報という目に見えない財産

序に行われれば、人間の生命や生活を脅す「凶器」ともなる危険性があります。例えば、雇用不安、自主性の低下、熟練度の解体、新たな心身障害や労働災害といったマイナス効果、さらに、産業、企業はつねに激変のなかでの大量失業の危険にさらされるなど、雇用体系、賃金体系をはじめ労働環境の大きな転換に迫られています。このため、MEを中心とする新技術革新の進展とその実用化については、つねに国民の合意と一定のコントロールが必要です。

私たちは、これら先端技術が、①軍事目的に利用されはならない、②人間と自然に与える影響について十分な事前評価を行なう。③とくに生命そのものに及ぼす影響については人間の倫理にとって重大な問題があり、とりわけ慎重な検討が必要です。社会党は、この三つの基本原則を確立し、①平和利用、②民主的運用、③技術の公開、④安全の確保、⑤富の平等化など五つの基本課題を追及します。

MEを中心とする先端技術は、生産力を高め、人間の生活を豊かにし、人類の発展に役立つ力をもっています。汚い、危険な単純作業から解放され、ハンドエイキャップをもつ人の労働への参加の機会がふえ、在宅勤務やサテライト勤務といった期待もあります。効率化による労働時間の短縮も期待されています。しかし、その反面、実用化が無思慮、無秩

いつた課題にきびしく対応していきます。

(三) 技術革新と「人間的労働」

とくに、ME技術を応用した機器やシステムは、人間労働との代替能力が高いため、それが工場や事務所、店頭など、労働の場に導入されることによって、解雇、配置転換・職種転換、新たな労働災害、変則勤務、新規採用抑制（就職難）など、労働者に深刻な影響を及ぼしています。このため私たちは、企業におけるME技術導入に一定の規制を行なう「ME技術導入コントロール法」の制定に取り組むとともに、当面、つぎのような対応策を講じます。

- 1 企業がME技術を導入する場合、労働組合との事前及び事後の協議を義務づけます。
- 2 ME技術導入に伴なう一方的な解雇や配置転換等を制限します。
- 3 ME技術導入に伴なつて新たに必要となる知識・技術・技能の修得のため、十分な教育訓練の機会を保障します。
- 4 ME技術導入にともなつて広がっている交代勤務など変則労働については、「人間的労働」の観点から大幅に規制します。また、派遣労働や在宅勤務についても、労働者保護の観点から規制措置を講じます。
- 5 ME技術導入にともなつて生じてきてる

る新たな労働災害、職業病を防止するため、ロボット安全基準、VDA作業基準など労働安全衛生基準を確立します。また、特に精神的影響を重視し、労災保険の適用について、新たな事態に対応できるものに改善します。

6 ME化による生産性向上の成果を労働時間の短縮、休日の増加に結びつけるよう行政指導を強めます。このことは、ME化が失業の増大をもたらすことのないよう、ワーカーシェアリング（仕事の分かち合い）を進め、また、わが国における長時間労働に対する国際的批判に応える観点からも重視します。

7 ME技術を高齢者や障害者の職域拡大のために積極的に活用します。このため、これら機器開発を奨励・援助するとともに、公共職業訓練機関において、これに対応した職業訓練が行なえるよう、その内容を改善・拡充します。

十、農業の再建と安全な食糧の安定供給へ

- (一) 不安定な世界の食糧事情
- 世界的な食糧需給のひつ迫が予想されるなかで、アフリカをはじめ発展途上国の「飢えをよそに、わが国は「飽食の時代」をむかえています。しかし、わが国の食糧自給率は自民党政府の海外依存政策によつて年々低下し、ときに食糧の基本ともいえる穀物自給率は、わずか三〇%でしかなく、先進工業国でも例を見ない低さで、世界最大の食糧輸入国となつております。まさに“薄氷の上の飽食”なのです。しかも、世界の食糧質量のうちアメリカ六〇%、カナダ一〇%、オーストラリア一〇%、フランス一〇%で全体の九〇%を占め、食糧の輸出量も限られているのです。そして、わが国の穀物輸入量の七〇%を農地の荒廃がすすむアメリカ一国に依存するという危険なものとなつています。

(二) わが国農業の危機と自民党農政

自民党中央曾根内閣は農畜産物の輸入自由化枠拡大にとりわけ熱心で、食糧の輸入は増大する一方です。これは工業製品の集中豪雨的な輸出によつて増えた貿易黒字をなくし、経済摩擦を解消するために、わが国の農業を犠牲にしているからです。その一番いい例が國の農業予算です。国民生活を犠牲にする臨時行革予算のなかで防衛費が毎年突出していますが、昭和六一年度予算では防衛費が三兆三四〇〇億円、農業予算が三兆一四〇〇億円で戦後はじめて農業予算が防衛費を下回りました。この一事を見ても自民党中央曾根内閣がいかに軍事力強化に熱心で、農業を軽視して

いるかがわかります。

また、国民の主食である米づくりは、一五

年間にもわたって減反政策がつづけられています。

その間、政府は豊作がつづくと米過剰

だとして減反を強化し、不作になると外米（韓国米）を輸入するなど不手きわをやつてきました。

单年度需給を基本としたこのような減反政策は完全に失敗したのです。しかも、生産者米価の据置き、消費者米価の値上げによつて売買逆ザヤはなくなり、自主流通米、自

由米が多くなり、財界の主張のよう、米は部分管理や間接統制となり、投機の対象にされるのは必至です。しかも、アメリカの自由化圧力で米の自由化がねらわれているのです。

(三) 食糧自給率の向上をはかります

社会党は、農業再建と食糧自給率向上のため、わが国の農林業を国民の生命維持と再生のための中心的産業と位置づけ、国の積極的効率的投資によって農林業を振興し、生産者の生活と権利を確保し、国民に安全な食料を安定的に供給します。そのため自民党政府の食糧の海外依存政策をやめさせ、当面、食糧自給率（穀物自給率）を現在の二倍の六〇%まで高め、同時に米など主要食糧の備蓄制度を確立します。第二に、わが国農業の再生と自立のために、生産者の自主的農業生産組織の確立と農業経営の大胆な改革を通じ

て、わが国農業の体質を強化します。

この二つの目標を達成するため、つきのような課題に積極的に取りくみます。

十一、森林（みどり）を守り育てます

(一) 荒廃する世界の森林

改良など農業基盤整備事業、とりわけ田畠輪換を可能とする土地改良などは国の社会資本投資として位置づけ飼料米づくりを含めた水田の積極的利用をはかり、土地資源を有効に活用し、経営規模拡大の条件づくりをすすめます。

2 地域農業を確立するため、専業、兼業農家を含めた農業生産集団を組織し、日本型農業の特色を生かした技術集約型の地域複合経営をめざします。また、生産者の經營を守るために、生産費と所得を保障する価格制度を確立し米を含めた総合食糧管理制度にします。

3 農地の積極的な利用、経営改善を通じてコスト低減の努力を行ない、同時に農業機械の共同利用、農業用諸資材の価格引き下げ、負債整理のため、低利融資など農林金融制度を改善します。

4 食料品の安全性を確保するため、自然の生態系と調和した農業生産を維持し、畜産をとり入れ、地力の回復と土の健康をとりもどします。同時に輸入食料も含めた農薬、化学肥料、添加物の使用基準、検査体制を強化します。

(二) 森林の荒廃は都市の危機

わが国の森林の荒廃も急速にすすんでいます。木材需要の六五%を輸入材に依存し、しかも、輸入材の関税引き下げ、木造住宅建設の落ち込み等による国産材の需要不振に加えて、山村地域の過疎化や高齢化による労働力の減少等で林業、林産業が停滞し、森林の保全・管理能力はいちじるしく低下しています。

このため、森林の育成に必要な保育、間伐などの立ちおくれが目立ち、本来の森林の機能を失ない、山地崩壊、水害などによる国土災害がひん発し、水資源の不足という状況を招いています。

この森林の荒廃は都市の危機にもつながります。人間を無視した無秩序な都市の開発、市街地の拡大などにより、人間の生存に欠かせない貴重な緑を失ない都市のコンクリート化、砂漠化がすすみ、人間荒廃の引き金になっています。しかも、森林の荒廃による都市災害の危険が増えているのです。

二一世紀にむけての人類の課題は平和な国際環境づくりと森林資源の再生、充実による環境問題の解決だといわれています。資源の乏しい、公害の多いわが国では、森林資源は再生可能な唯一の資源として多面的に活用すべき貴重なものです。木材は輸入できても森林は輸入できません。中曾根首相は口をひらけば緑が大切だとはいいますが、やることは“花と緑の博覧会”だけなのです。これでは荒廃する森林を食いとめることはできません。

いまこそ都市住民を含め、すべての国民の責任で国民共有的財産である森林を守り育てていかなければなりません。

(三) 地域林業の総合施策

社会党は、第一にこうした森林の荒廃、こ

れを支える山村、林業の危機を開拓するため、従来の林政のあり方を抜本的に見直し、森林資源の充実、国民生活に不可欠な自然環境保護、国産材の利用と活用、流通の合理化をはじめ、林業労働力の確保と林業関係中小企業対策の充実など民有林、国有林を通じた地域林業総合振興対策をすすめます。このため、「地域林業振興法案」「林業労働法」「林業基本法」などを国会に提案し、林業施策の充実をはかります。

第一に、森林・林業の振興は長期間かかるため、長期的かつ計画的な森林資源の培養と適正な森林管理、施策の充実が必要です。そのためには、(1)森林計画制度の徹底、(2)各種保安林の保全管理の充実、(3)人工林における除・間伐、その他保育の充実、(4)広葉樹林造林の開発、(5)天然林施業の推進、(6)基幹林道網の整備充実、(7)乱開発の規制強化などを強化します。

(四) 国有林野事業の財政再建

第一に、山岳地の多いわが国の背梁部を中心展開し、公益的機能を發揮するために重要な役割りをもつ国有林野事業の財政再建は緊急課題であります。構造的な国産材不振による材価の落ち込みと、高成長期の乱増伐による資源の制約とともに伐採量の大幅な落

ち込み等で国有林野事業の借入金は、昭和六〇年度末には一兆三〇〇〇億円を超えるとされています。資源造成期から生産の保続体制に移行する昭和七二年度までは公益的機能費用の一一般会計からの繰入れ、借入金の利子の一部補給(民有林のみ)、借入金償還条件の民有林のみへの改善など思いきった施策をすすめます。

十二、安全で快適な交通の保障

交通は私たちの生活にとって欠くことのできない「足」です。毎日の通勤にせよ、旅行にせよ、その安全と快適性を確保することは、私たちの権利であると同時に、国や自治体や交通企業体の責務です。この意味で私たちは「国民の交通権」を主張し、それを具体的な制度として実現させます。国は、その責任を果たすために各省庁にまたがる交通行政を一元化し、自治体は、利用者である住民の意見を反映した交通システムをつくる権限を保障されるようにします。

(一) 各種の交通機関ごとの特徴を生かし、それぞれを効率的・効果的に結びつけるため、交通政策の総合化をはかります。また、総合交通特別会計制度をつくり、そこに交通関係の財源を一本化して、現在ばらばらに進められている陸・海・空の交通の施設整

備に調和のとれた投資を行ないます。

(二) 国民の足をまもり、省資源、省エネルギー

1、環境保全、安全確保を前進させる立場から、つぎの諸点を重点に公共交通優先の政策をすすめます。

1 二一世紀にむけて、国鉄を「国民の國

鉄」として民主的に再建するため、政府が株式の七割を保有する全国一社の株式会社とし、①全国ネットワークの維持、②支社機構に大幅な権限をもたせた分権化の推進、③民営的手法の積極的導入、④累積赤字は発生要因ごとに区分し、それぞれの責任で解消、⑤民主的な管理運営体制の確立、⑥国の財政負担の明確化

と地方自治体の協力、⑦積極的な雇用の確保、を柱とした施策を実現します。そ

のため、わが党は「日本鉄道株式会社法」案および「日本国有鉄道の解散及び特定

長期債務の処理に関する法律」案を提出し、その実現をはかります。

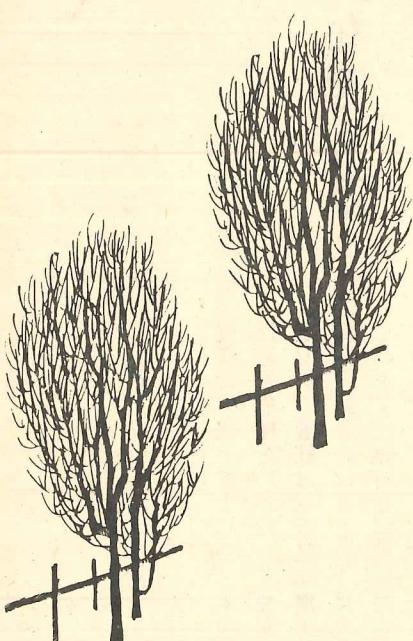
2 地域交通は住民の生活に密着したのも欠くことのできないものです。地域交通を系統的・民主的に整備するため「地域交通整備法」を制定します。国鉄のローカル線は住民のニーズにこたえ存続させます。

4 過疎地における地方バスは、地域住民にとつてなくてはならない生活手段です。地方バスの維持、整備をはかるため「地方バス生活路線維持整備特別措置法」を制定し、過疎地における住民の足を守ります。

5 道路運送事業に対しても過積載、過労運転、過当競争を防止するなどの措置を強め、安全と安定を守ります。

3 各都市が国と連携して自らの都市についての公共交通の円滑化と環境の整備を

はかるため「都市における公共交通の環境整備に関する特別措置法」を制定します。



II 国鉄問題について

一九八六・三・六

社会党・国鉄再建法案の基本的な考え方

一 はじめに

昨年来、全国で展開された国鉄分割・民営化反対の署名運動において、三四〇〇万人の反対署名を集めることに成功したという経験をもとに、日本社会党は危機に瀕する国鉄を再建するための法案をまとめ、今国会に提出を予定しています。

・三四〇〇万国民の提案

この三四〇〇万人の署名の中には、多様な意見が含まれていますが、全国の有権者の八割を越える人たちが、政府・国鉄再建管理委員会の分割・民営化案に反対であることを明らかにした意義は極めて重要であり、この三四〇〇万国民の世論を集約し、国会闘争にもちこむ必要があります。わが法案は、いわば

・経営の危機への対処

わが党は、この再建案をつくる際に、次の三つの危機にいかに対処するかを、基本的な

三四〇〇万国民の国鉄改革についての提案ともいうべきものです。

2 社会党案の基本的な視点

政府自民党や国鉄再建監理委員会が今日まで進めてきた分割・民営化の考え方に対しても、わが党は敢然とこれに反対する立場であることはいうまでもありません。政府のすすめる危険な国鉄解体策や、国鉄および国鉄関連労働者、労働組合に対するきびしい攻撃がかけられているなかで、わが党は国鉄を国民の国鉄につくりかえていくにはどうしたらよいかを基本に国鉄の再建案を検討してきました。

・機能の危機への対処

第二に、国鉄の機能上の問題があります。今日の国鉄には、当事者能力もなければ、人事権もありません。中曾根総理による先般の国鉄首脳陣の更迭にみられるように、政府による干渉がまかりとおつてているのが実情です。これは経営上の危機の要因でもあります。同時に、機能上の危機の問題としてとらえ必要があります。

・雇用の危機への対処

第三に、雇用の危機が深刻になっています。

視点にすえました。まず第一に、国鉄の経営の危機をいかにして克服するかという問題です。国鉄は、五九年度末の長期債務が二兆円にものぼるという莫大な借金をかえています。政府と国鉄当局のずさんな計画の結果生じたものであることは明らかです。しかし、われわれが国鉄を再建するためには、政府側がもたらした経営危機といえども、莫大な赤字をかかえているという事実を冷静に受けとめ、これを克服できる再建案を示さなければなりません。

国鉄問題は、単に国鉄に働く労働者のみに限った問題ではなく、関連産業労働者の問題であると同時に、また、より広範な地域・社会問題としての雇用の問題をひきおこす性格のものです。これら三つの危機は、われわれ労働国民がつくり出したものではないにもかかわらず、現在の国鉄を国民の国鉄として再建するためには、その克服はさけて通ることのできない課題であり、それが可能となるのはわが党の再建案に他なりません。国民の期待するものもこれに絞られてきていると判断し、今国会へ対案として提出することを決定したのです。

3 分権化された全国一社制

それでは、これらの危機を克服するにはどうのうな考え方で対処すればよいのでしょうか。社会党案は、全国ネットワークの堅持、分権化された全国一社制、雇用問題を解決する、という立場にたち、分割・民営化に反対していくことを大原則とします。政府は、全国一社ではマンモス企業になり、機能的に充分でないから分割すべきだとしていますが、それは誤りです。情報通信のネットワークがひとつであるNTT同様、レールが全国につながっている鉄道を一社とすることに不思議はありません。

もちろん、地方には地方の特別の事情があります。地方の開発と鉄道、高齢化社会と交通、情報化社会への移行と交通、これら一連の未来むけての私たちの課題を解こうとするなら、その地方、地域のもつている特性を

充分いかし、地域住民や地域社会の需要に的確に応える鉄道としての機能をもたなければなりません。そこで、社会党案は、全国一社のかたちをとつても、中央集権を排し、分権化をはかるべきであるという考え方をとつたのです。

・民営的手法の導入と公共性の確保

また、国鉄を再建する新会社は、公共性を担保できる会社、公企業でなければなりません。公共性を維持しつつ、民間の企業間競争

たとえば、NHKの言論の自由に対して、また、日本銀行の経営に対しても、権力が直接介入できないような、中立性や権力からの自由が保障されたこれら機関の経験に学んで、われわれも新たな国鉄を再生していく際に、そのような権力からの自由の条件をいかに確保していくかということを考えなければならないのです。

そこで、政府出資の企業体であれば民営的手法を講ずることができるという考え方をとつたわけです。

4 法案作成までの経過

国鉄の現状に対する危機の認識のしかた、それを克服する際の基本的な手法、これを前提としたうえで、わが党は、政府が分割・民営化法案を作成し上程するという今日の状況

判断したのです。

つまり、全国一社制で、公共性のある公企

業ではあるが、その運営には民営的手法を導入するということを社会党案は基本方針にしているのです。事業の活性化を行っていくた

めには、権力の手かせ足かせをとりはらい、

権力から自由な企業として生まれかわらなければなりません。その為には、民営的手法を

講ずることによって、民間企業に権力が直接介入できないのと同じしくみにしなければならないのです。

の中につけて、わが党の対案をもつて国会に臨まないかぎり、どちらが国民のためになるかという選択を国民の前に示すことにはならないと考えました。

この法案作成にあたっては、昨年来、交通関係研究者、国民諸階層および総評や関係労働組合と充分に討議を重ねてきました。わが党は、総評を中心とする関係労働組合のおおよその了解を得たと判断し、この骨子を発表しました。今回は内外の情勢からみて、骨子で示した基本的な考え方をできるだけはやく討議の素材として国民の前に提起すべきだという判断により、一月末に発表したわけです。その後、現在に至るまでの間、多くの議論を経ながら集約がなされました。そして、法律案としてまとめることに成功し、時機をみて適切な段階で政府案にこれをぶつける予定です。

5 日本鉄道株式会社法案

さて、わが党の基本的な考え方とは、法案のなかでどのように具体化されているかという点に関して、特徴的な事項にかぎって指摘します。

法案は、「日本鉄道株式会社法案」と「日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案」の二本を今、準備しているところです。

・事業範囲の拡大

会社法案の第一条は、会社の目的および事業を定めています。新たに生まれかわる会社をかりに日本鉄道株式会社とするならば、この会社は今日まで国鉄のおこなってきた本来の業務ができることはいうまでもありません。全国的な鉄道事業や自動車運送事業、連絡船事業を經營すること、これは本来の業務です。そのほかにこれらに関連する付帯事業、会社目的達成に必要な事業を営むことができること、つまり今までの国鉄の業務に加えて、地の利を得た国鉄の資産その他を有効に使いながら、広く事業を営むことができるることを明らかにしておかなければなりません。三四〇〇万国民の提言である新たに生まれ変わる国鉄は、本来の業務以外にもいろいろな業務に着手できる途を開いておく、そして事業の活性化をはかり、そこで得た利益を内部補助にまわせるしくみをつくるということをここで明らかにしました。

・公共性を担保する企業

次に、商法上の株式会社のかたちをとるのですから、株主総会があり、そこから選出される役員の組織があります。そして、会社は目的達成のためにあらゆる事業を行うという民間企業の競争関係のなかで、本来の業務以外の業務にも拡大していくためのやり方として、株式会社のかたちをとりますが、しかし、株式は国が七割以上を保有しなければならないとするものです。公共性を担保するため、政府は株式の七割以上を、三割は地方自治体や個人・民間にその株式を譲渡することがあつたとしても、これを保有しなければならないとしているところに、この会社は單なる民間企業ではなく公企業であり公共性をもつことを明らかにしているのです。

・経営委員会の設置
さて、このようないいな会社を設立した場合に、どこが中心になつてこれを動かしていくの

・分権の思想

この会社は、本社と支社があります。全国ネットワークのマンモス企業だから、これを民主的に運営するには、分権という手法を導入しなければなりません。本社から支社にいたして大幅に権限を委譲することを法律で明らかにしておき、支社を中心に地域の交通需要に対処しつつ中央は全国的な計画をたてるという分権のしくみをとりいれました。

さて、このようないいな会社を設立した場合に、どこが中心になつてこれを動かしていくの

か、どの機関が全体のなかで中枢的機能を果たすかということが問われます。そこで社会

党案は、経営委員会を軸にして重要事項を決めることを打ち出しているわけです。この経

営委員会は、例えているなら、NHKの経営委員会また日本銀行の政策委員会のようなものと考えてもいいでしょう。視聴料で賄われるNHKは、その経営は権力から自由でなければならず、言論の自由を担保するために経営委員会において運営にあたっています。また、日本銀行も公定歩合の上げ下げに政治家が介入できないように、権力から自由な運営を保障するためにも、専門家による政策委員会をつくっているわけです。これらの経験に学んで。われわれは今後、公共的な交通として新しい鉄道をつくっていこうとする時に、

鉄道は国の指令で動くのではなく、国から独立して、国民が参加する機関で重要事項を決めて動かしていくこう、国民によって選ばれた専門家や各層の代表による経営委員会をつくらるべきだと判断したわけです。

具体的には、経営委員会は次の重要な事項を議決します。事業計画、鉄道新線の建設、鉄道の営業線の休止・廃止、運賃の基本賃率の決定、運輸省令で定める重要な財産の譲渡・担保への提供、大規模な関連事業の開始・廃止、大規模な海外投資や海外協力の開始・廃

止、支社への業務執行の権限の委譲に関する基本的事項です。

政府案のように国民の財産である国鉄の資産や土地をただ同然に売り払うようなやり方ではなく、国民の監視の下に、今後どのように資産を有効的に活用するのかを経営委員会で決めていきます。また、分権の内容一本社から支社に委譲する具体的な権限を明らかにします。そして経営委員会の下に、商法上の株主総会や取締役会などをおきます。株主総会では株式の七割以上を持つ国の発言権は強く、他方、経営委員会に権限を持たせることによつて権力からの自由を保障する、こうした運営をすべきであると考えます。つまり、これまで国鉄の企業としての自立性や当事者能力、人事権にいたるまで、国が必要に抑制してきたものをとりはらい、日本鉄道株式会社として営業の自由、企業の活動の自由などを保障しながら、同時に、国民の期待に応えられるような諸計画をこの経営委員会でつくつていこうというものです。委員会のメンバーは、国会の同意を得て任命される、国民代表の承認を必要とすることにしています。

支社に権限委譲すると同時に、中央の経営委員会に対して地方にも営業委員会を設けます。ここでは、支社長を中心にして地方独自の重要な事項を検討します。全国的な事業計画

などは中央の経営委員会が受け持ち、地方の業務区域内については地方経営委員会にはかれることにより、よりきめ細かなものにできます。

・地方交通線への補助

会社は当初政府全額出資で発足しますが、具体的にどのくらいの資本にするかはこれから検討していくこととします。問題は地方交通線の赤字をどうするかということです。これについては、ある程度国が責任を持つて補助していくかなければなりません。わが党は、前述したように、全国一社制、地方交通線維持、雇用を守る、という立場を貫くわけですから、この地方交通線を維持していくためには、国の助成義務を設けておかなければなりません。

そこで、補助金の交付や資金の無利子貸付を規定しました。補助金は、鉄道新線建設の費用、災害復旧の費用に加えて、地方交通線の運営に要する費用の一部を政府が補助することを明らかにしました。もちろん、政府から補助を得るのだから企業努力はしなくてもよいという姿勢であつてはなりません。適切な経営努力がなされたとしても、なお収支の均衡確保が困難な場合に地方交通線に関する費用の一部を国が補助するという規定を明かにしたもののです。

新しい株式会社のかたちをとりますから、

日本鉄道株式会社となつてはいますが、明確な公企業として、国がその公共性を維持していくために資金援助措置をとりながら、同時に

その会社は市場競争の中でも充分たち打ちで生きる企業として生まれかわること、それ以外に今日の国鉄をめぐる危機に対処することはできないという判断にたつてこの構想を打ち出したのです。

・事業計画の届出制とその変更の指示

今まででは運輸省の認可を得なければ国鉄は事業計画をつくることができません。そこで社会党案は、経営委員会で決めた事業計画は運輸省への報告をもつて足るとしました。しかし、これほど大きな企業が国から補助をもらつてなんでも自由に行えるというわけにはいきません。私企業を圧迫する危険をはらんでいるからです。したがつて、そこにはおのづから、公企業として社会の秩序を維持してゆくための限度があります。不當に民業を圧迫しないように運輸省のチェックを働かせ、特に必要があると認める時には会社に對し事業計画の変更を指示できるとしました。公企業の行う事業に対して、一定の社会秩序を守るために監督規定を設けることによつて、企業活動の活性化との調和をはかるといふ考え方です。私たちが目指すものは、公企業であつてなおかつ民営的手法をもあわせてとりいれた新しい国民共有の企業体をつく

ることであり、これにより国鉄を再建することです。

6 特定債務処理法案

・債務の仕分けによる国の責任の明確化

それでは、今抱えている赤字をどう処理するのか。これについてはわが党は「日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案」を準備しました。この法案の考え方は、今の国鉄は一応解散する、そして六二年にわれわれが目指す新しい会社に移り変わる際には今の国鉄の物権債権を引き継ぐことになりますが、ただ、その債務を引き継ぐときには仕分けをすべきであるというものです。つまり、国が政策上失敗でつづいた借金は国の責任において処理すべきであり、これを特定長期債務として別枠にします。そして、国鉄の責任によって生じた借金、例えば車輌の購入、踏み切りや高架の整備など本来の事業のために投資したことによつて生じた債務は、新会社に継承するというものです。

そこで、債務を発生原因別に、政策の失敗から生じたものか否かの仕分けを行い、政府の責任と新会社が支払うべきものとを区別します。今、社会党はその作業を進めているところです。

いずれにしても、政府にも債務処理の責任用に要らないものを売却したときはその対価の一部を清算中の国鉄に納付して特定長期債務の返済にまわす手だてをつくつてあります。

政府は、債務処理のために資産を売却し、不足分一六兆七〇〇億円を国民に負担させると公言しています。政府の資産表そのものに問題があり、正確に資産評価をすれば国民の負担はもつとすくなくなるはずです。にもかかわらず、資産評価をごまかし国民に負担を強要する国鉄再建監理委員会の案には妥当性を基礎づける根拠はみあたりません。

ちなみに、国鉄の土地を資産再評価したのは昭和三〇年代のみであり、それ以降今日まで再評価していません。また、国鉄の土地管理はまったくずさんであり、国鉄の土地の中には宮内庁とか内務省とか鉄道省といったものの名義のままになっているものがたくさんあります。こうしたものを含めて、国鉄の資産、土地などを正確にとらえれば、国鉄再建監理委員会の出した数字の正確性に疑問があります。わが党の打ち出した「日本鉄道株式会社」の基本的性格は以上のとおりです。民営的手法を導入しつつ、公共性を維持する公企業のあり方は、世界の先進諸国における企業の國

有化の流れに沿うものです。

また、国鉄を分割しているような国はどこにもありません。分割すれば非効率であることは明らかであり、ダイヤ編成や運賃の計算、安全性の確保と責任のもち方にも問題が生じます。分割には依然として、デメリットばかりが残るといえます。

赤字企業ゆえに切り捨てる、民営化してもうかるものだけ残せばよい、こうした政府の考え方を断じて許すわけにはいきません。

7 雇用問題への対処

さて最後に、雇用問題が重要な問題となります。私たちは、安易に「余剰人員」という考え方を認めるべきではありません。新しい会社の適正人員をどのようにするかは、労・

使を中心にして今後検討を重ねていくべきであつて、最初から余剰人員がされることを前提にするやり方をとるべきではありません。国鉄再建監理委員会による適正人員の算出方法には多くの誤りがあります。わが党はこれに検討を加え、具体的に反論するための作業を進めています。

また、今、政府は職員一人ひとりの「勤務評定調査表」を作成し、差別と選別による職員の「振り分け」を早々と断行しようとしています。不当労働行為まがいの徹底した合理化や、派遣・出向・公務員への転出などが次から次へと強要される今日の厳しい状況にあって、社会党案は全ての職員を新会社に継承することを明確に打ち出しました。

現在の国鉄は「倒産」が認められてない企

業体であり、また、何よりも、政府・国鉄当局の政策や経営の失敗の責任を国鉄労働者に転嫁することは許されません。六二年四月一日をもつて、当局の差別と選別の網の目をくぐった者だけを新会社に採用しようとしている政府案との基本的なちがいを、正確に理解しなければなりません。

雇用という問題は、国鉄再建をおし進めていく上で、極めて現実的かつ重要な課題です。それだけに、わが党は雇用の確保を最も重視し、公共性を担保しつつ分権化された全国一社として新しく生まれかわる「国民の国鉄」としての新会社に、全ての国鉄労働者を引き継ぐことを旨として、慎重に対処しています。



日本鉄道(株)と旅客・貨物会社との対照表

1986.3.5 現在

主要事項 法人名	事業(業務)		会社の 責務規定	出資	株主	事務所 (支店・支社等)	経営委員会等					
	根拠法	附帯目的達成					政府	地方政府(民間)(保有制限)	株主(保有義務)	政府の役割	新株発行	
日本鉄道株式会社	日本鉄道株式会社法	可能(1②) 不要大臣認可(1②)	あり(2) あり(5) あり(5) あり(5)	日本人常時(7以上) 日本法人(5) に限る(5)	日本法人常時(7以上) 日本法人内(6) に限る(5)	国会の議決を盛た限度(4③)	大臣認可(4③)	・本社=東京都 ・支社=全国7地域に置く	・学識経験者 ・経済界・労働界・地方公団等に關する重要事項の議決 者代表	・業務執行 ・組織運営 ・監督	新株発行	委員の任命 委員の罷免 付置機関
旅客鉄道株式会社、貨物鉄道株式会社	旅客鉄道(株)及び日本貨物鉄道(株)に関する法律	可能(1①②) 大臣認可(1③)	なし	清算事業団(会社附則6、事業団附則2)	制限なし	なし	なし	地委員会	支社の業務執行に關する重要事項の議決 上に準ずる者で構成する。 経営委員会の意見を聽いて、支社の代表者が連任	規定期なし	報告・検査 報告・検査	備考

主要事項 法人名	役員		政府による規制(監督)				助成等				報告・検査 報告・検査	備考
	構成	任命(選任) ・解任	事業計画	財務諸表 の特例	社債券発行 定期の變更	重要財産 の処分	杜賃・長 期借入金	利益の処 分	合併・異 種の決議	債務保証		
日本鉄道株式会社	取締役監査役 員会の同意(16)	大臣に届出(24)	規定あり(17) (10倍以下)	大臣認可(25)	大臣認可(23)	大臣認可(27)	大臣認可(25)	あり(23)	あり(20, 22)	あり(19)	報告・検査 (29)	
旅客鉄道株式会社、貨物鉄道株式会社	取締役監査役について大臣認可(6)	代取・監査役に 大臣に提出(3) 規定あり(10倍以下)	大臣認可(7)	大臣認可(1)	大臣認可(9)	大臣認可(8)	大臣認可(5)	なし(9)	あり(16)且し、 会社設立後5年間	なし(14)	報告・検査 (10)	中小企業者への配慮規定あり

※ ()内の数字は条文

国鉄再建案比較メモ

	新会社の経営形態	社 会 党	政 府
政府の助成	全国一社で政府が七割以上の株式を保有する株式会社。 鉄道の全国ネットワークを有する国民共有の企業体（国有会社）とし、民営的手法をとり入れて活性化をはかる。	国民各階層の代表からなる経営委員会を設置し、国民の英知を集めて再建、経営安定をはかる。 支社に大幅な権限を委譲するとともに、外部（政府等）の干渉をできるだけ少なくする。	一般民間会社と同じ（但し、一定の政府規制あり）。
地方交通線	旧国鉄の役割	清算法人として、政府が責任を負うべき長期債務の処理にあたる。	旅客（六ブロック）、貨物、新幹線リース、研究所、情報部門、バスなど事業上二四の企業体、機構に分割し、当面の特殊会社から純然たる民間会社への移行を推し進める。
労働者の雇用	資産の扱い	遊休地の売却は最少限にとどめ、自治体などと協議し、公的活用をはかる。	所有地を事業、非事業用地に区分し、二、六〇〇ヘクタールは売却（民間資本に利権）。
長期債務の処理	長期債務の処理	政府と国鉄の責任範囲を定め、国鉄が責任を負うべきものは新会社が引き継ぐ。	一四兆二、〇〇〇億円を新会社、二三兆一、〇〇〇億円を旧国鉄（政府）が負うものとし、旧国鉄は土地・株式の売却で六兆四、〇〇〇億円を埋め、残りは一六兆七、〇〇〇億円は国民負担とする。
政府の助成	労働者の雇用	新会社成立時の国鉄職員の全員を引き継ぎ、関連事業の拡大等で雇用の確保をはかる。	九三、〇〇〇人を余剰人員とし、二〇、〇〇〇人を希望退職、三二、〇〇〇人を新会社移管とする。四一、〇〇〇人は旧国鉄に残存させ、三年間で他に転職させる。
地方交通線	公共性を重視し、その維持・活性化（利便性）をはかる。	第一～三次の特定地方交通線の廃止およびその促進をはかる。	民間鉄道なみ。経営基盤の弱い北海道、四国、九州について経営基金設置の構想も。
政府の助成	公共性を担保するため、新線建設、地方交通線、災害復旧について助成する。		

一九八六年三月一九

国鉄の特定地方交通線の廃止作業の中止に關する申し入れ

国鉄から切り離しを行うための特定地方交

通線の扱いについては、国民生活の広い分野で大きな影響を与えており、多くの国民から不信と不安の増大を招いている。

で行なうことである。

国鉄の地方交通線が地域住民の生活にとって必要不可欠であり、その廃止について国民の多くが強く反対していることは、先きの五、

〇〇〇万署名運動の中でも示されている。

国鉄当局は、これまでの特定地方交通線の多くが未解決であるにもかかわらず、もつとも問題の多い第三次線について選定作業を急い

よって政府は、今日、国鉄の再建論議が国民的規模で高まっている最中、このような国鉄当局の一方的な選定作業は、即時中止させ

右、強く申し入れる。

一九八六年三月一九日

日本社会党運輸部会長

横山利秋

運輸大臣

三塚博殿

一九八六年度予算成立に當つての談話

一九八六年三月八

日本社会党政策審議会会長
嶋崎譲

一、本日、われわれ野党と国民の切実な声にまつたく耳をかさない中曾根内閣の強引な

姿勢のもとで「昭和六一年度予算」が衆議院を通過した。

一、この予算は第一に緊縮予算を口実に福祉と生活への抑圧を一段と強める一方、憲法にそむいて防衛費突出を強め、米ソ首脳会談いらいの反核・軍縮への希望に水をかけた予算である。

第二、大幅所得減税、社会資本投資など内需拡大経済への積極的転換を求める声に背を向けて四年連続の緊縮路線にこだわり円高不況をいつそう深刻にする予算である。

るべきであり、併せて現在進行中の第一、二次の各線区についての作業も結論の出でないものについては中断するよう適切な対処をするべきである。

第三には、その結果、経済の活性化を通ずる財政再建の課題に逆行し、国民経済をすい退させ、ひいては財政の破たんを決定

八六・三・一三

的にする予算である。

一、わが党は今後、参議院段階においても、このような国民無視の軍拡、福祉削減予算をさらに徹底的に追及し国民要求実現のため、あらゆる機会をとらえ全力を注ぐものである。

一九八六年三月八日



電電株式売却問題に対する基本的考え方

電気通信事業対策特別委員会

八六年度政府予算案は、同年度中にNTT（日本電信電話株式会社）の政府保有株式、一九五万株を売却できるよう「特別会計予算総則」に明記している。

しかし、この政府の方針は拙速であり、きわめて遺憾なことである。

NTT株式売却にあたっては、先の電電改革三法案の国会審議の中で繰り返し明らかにされてきたとおり、いさかの疑念をまねくことのない十分な検討が行われ、国民的合意を得た後でなければならないからである。NTT発足一年目の決算も出されていないこの段階で、しかも、売却の方法、価格、あるいは特定個人・法人に集中を防ぐ方法など、いずれも重要な課題は検討中である。

したがって、財源不足の穴埋めのためともかく売却を急ごうとする政府の姿勢は許されべきでない。

わが党は、すでにNTT株式売却問題に取

り組む基本的考え方として以下の点を確認し取り組んでいる。今後ともこの基本的考え方のもとで対処していくこととしたい。

1) 株式売却の在り方については、利権を防止し、特定の個人・法人への株式の集中を規制するなど、いつさいの不明朗な動きを遮断し、ガラス張りの中を行なうことが必要である。

2) 株式売却の在り方には、資産形成と国民の共有財産にふさわしく、株式を広く国民が所有できるようにすべきである。また、安定株主、経営の民主化など、すでに多数の企業で実績があがつてある「社員持株制度」が実現されるよう配慮すべきである。

3) したがって、株式の売却を二～三年凍結し、この間、NTTの財務諸表や決算書、さらに電気通信事業の競争状況を参考にして検討を深めるべきである。

円高差益・原油値下益の還元について

日本社会党政策審議会物価政策委員会

委員長 武部 文

先進国蔵相会議（G5）以降急激な円高が進行し、五九年度平均二四五円／ドル、六〇年度上期平均二四六円／ドルに対して、昨年一二月には二〇四円／ドルとなり、さらに今年に入つて円高は加速し、最近では一八〇円／ドル前後で推移している。

また、原油価格についても、五九年度平均二九ドル／バーレル、六〇年度は二八ドル／バーレルで推移していたものが、今年に入り、主要石油のスポット価格が一五ドル／バーレルに低下するなど、不透明な要因も多いが、大幅な原油価格の低下が生じている。

この、急激かつ大幅な円高の進展と原油価格の低下は電力・ガス・石油会社に大きな収益をもたらすものと考えられる。その他、小麦や牛肉など、大量輸入を行つているものについても多大な利益が生じている。

特に、円高による電力会社の收支に及ぼす

影響は、一円／ドルで一二〇億円と試算され、原油価格は一ドル／バーレル、八〇〇億円と試算される。

したがつて、六一年度が一九〇円／ドル、二二ドル／バーレルという緩やかな条件設定でも為替レートで五〇円、原油価格で一〇ドルの差があり、それぞれ六〇〇〇億円と八〇〇億円となり、差益は一兆四〇〇〇億円となる。

電気料金については、法律によつて原価主義に従つて定められることとされており、円高や原油価格の低下という原価の低減によるメリットは、需要家のために用いられることが基本である。

消費者団体においても、差益は、消費者に帰属すべきであり、需要家の納得しうる還元措置を講ずべきであると主張しており、また、円高による悪影響を受けている中小企業も一

様に需要家還元を望んでいる。

したがつて、還元の方法については、つぎのように行うべきである。

一、六一年度の電力差益は、一九〇円／ドル、二二ドル／バーレルという余裕をもつた設立金及び別途積立金の合計約三四〇〇億円と六〇年度に発生が予想される二〇〇〇億円も含めてこの差益を消費者に直接還元する。還元方法は、料金割引きとして「単位使用量当たり〇円〇銭」という形で毎月家庭用、産業用を通じて公平に一年間実施すること。（五三年実績から見通すと、一般家庭における割引額は約平均七〇〇〇円強で月六〇〇円以上となる。）

実施はあくまでも緊急を要するため、電気事業法二十一條による「特別の事情」とし、実施時期を六月一日にし一年間の暫定措置とする。六二年度以降の問題については、今年中に法十九条の供給規定にある原価の洗い直しと料金制度の見直しを含めた作業を早急に行うこと。

二、ガス料金については、保安についての設備投資に配慮しつつ、電気料金に準じた還元を行うこと。

また、その他簡易ガス及びプロパンガスについても還元について同様の措置を行う

こと。

一九八六・四・三

三、六〇年度における電力の差益は、約四〇〇億円と試算されるが、このうち半分の二〇〇億円は税金として国庫納付される。この税は、円高を政府主導で行つたために苦しむ輸出型産地中小企業をはじめとする中小企業対策のために講ずる資金とするべきである。特に、現行の中小企業円高融資の利下げのための原資とする。このことはガスも同様とすること。

四、石油価格については、政府が関与する公共料金と異なり、市場メカニズムで決定されているため、独禁法にもとづく監視体制を強化し、値下げの形であらわれるようになる。その他輸入製品についても早急に実態調査をし、その結果を踏まえ値下指導をする。五、六〇年度の輸入食用小麦についての円高差益は約一二六億円、輸入牛肉の売買差益および円高差益は、四〇〇億円と試算される。したがつて、小麦、牛肉をはじめとした政府関与物資については、国民の前にその内容を明らかにし、早急に消費者価格に反映するよう努めること。

改正する法律案 訪問販売等に関する法律の一 部を

訪問取引等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条）
第二章 訪問取引及び通信取引（第二条）
第十条

第二章の二 預託等取引契約に係る取引

（第十条の二・第十条の三）

第三章 連鎖販売取引（第十一条～第十七
条）

第四章 雜則（第十八条～第二十一条）

第五章 罰則（第二十二条の二～第二十四
条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、訪問取引、通信取引及び連鎖販売取引を公正にし、預託物品等の返還等につき担保のない預託等取引契約の

締結を禁止し、並びに購入者等及び預託者が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等及び預託者の利益を保護し、あわせて商品の流通及び役務等の取引を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二章 訪問取引及び通信取引

（定義）

第二条 この章において「訪問取引」とは、取引業者が営業所、代理店その他の通商産業省令で定める場所（以下「営業所等」という。）以外の場所において、相手方と対面して行う売買契約等の申込みの誘引若しくは申込み（以下この章において「売買契約等の対面勧誘」という。）をし、売買契約等の申込みを受け、又は売買契約等を締結して行う指定商品又は指定役務等の取引を行う指定期商品又は指定役務等の取引をいう。ただし、取引業者が営業所等において売買契約等の申込みを受けた場合（営業所等以外の場所において売買契約等の対面勧

誘をし、営業所等において売買契約等の申込みを受けた場合を除く。)において、営業所等以外の場所において当該売買契約等を締結して行う特定商品又は指定役務等の取引を除く。

2 この章において「通信取引」とは、取引業者が郵便その他の通商産業省令で定める方法(以下「郵便等」という。)により売買契約等の申込みを受けて行う指定商品又は指定役務等の取引をいう。

3 この章において「取引業者」とは、商品の販売又は役務若しくは役務受益権(役務の提供を受ける権利をいう。以下同じ。)(以下「役務等」という。)の提供若しくは譲渡(以下「提供等」という。)を目的とする取引を業とする者をいう。

4 この章において「売買契約等」とは、商品の販売に係る契約又は役務等の提供等を目的とする取引に係る契約をいう。

5 この章において「指定商品」とは、主として日常生活の用に供される物品又は庶民による小口の資産の形成若しくは保全の供される物品のうち、定型的な条件で販売するのに適する物品で政令で定めるものをいう。

6 この章において「指定役務等」とは、主として日常生活の用に供される役務等又は庶民による小口の資産の形成若しくは保全

の用に供される役務等受益権のうち、定期的な条件で取引をするのに適する役務又は所等以外の場所において当該売買契約等を締結して行う特定商品又は指定役務等の取引を除く。

第三条 取引業者は、営業所等以外の場所において指定商品又は指定役務等につき売買契約等の対面勧誘をしようとする場合は、その最初の売買契約等の対面勧誘をする際、その相手方に対し、取引業者の氏名又は名称及び住所、当該売買契約等の対面勧誘を担当する者の氏名、当該商品又は当該役務等の種類その他通商産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

第四条 取引業者は、指定商品又は指定役務等につき訪問取引に係る売買契約等の申込みを受けたときは、直ちに、通商産業省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。

ただし、その申込みを受けた際その売買契約等を締結した場合において、直ちに、次条第二項の書面をその者に交付したとき、又は当該商品を引き渡し若しくは当該役務等の提供等を終了し、かつ、その代金等の全部を受領したときは、直ちに、通商産業省令で定めるところにより、次の事項についてその売買契約等の内容を明らかにする書面を購入者等(商品の購入をする者又は役務等の提供等を受ける者をいう。以下同じ。)に交付しなければならない。

一 取引価格

二 当該商品の販売に他の物品の引渡し若しくは役務等の提供等が付隨しているときは又は当該役務等の提携等に物品の引渡し若しくは他の役務等の提供等が付隨しているときは、これに関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、通商産業

- 一 取引価格
二 代金等の支払の時期及び方法
三 商品の引渡時期又は役務等の提供等の時期

(訪問取引における書面の交付)

- 四 当該商品の販売に他の物品の引渡し若しくは役務等の提供等が付隨しているときは又は当該役務等の提供等が付隨しているときは、これに関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

第五条 取引業者は、指定商品又は指定役務等につき訪問取引に係る売買契約等を締結した際当該商品を引き渡し又は当該役務等の提供等を終了し、かつ、その代金等の全部を受領したときは、直ちに、通商産業省令で定めるところにより、次の事項についてその売買契約等の内容を明らかにする書面を購入者等(商品の購入をする者又は役務等の提供等を受ける者をいう。以下同じ。)に交付しなければならない。

省令で定める事項

2

取引業者は、前項に規定する場合を除き、
指定商品又は指定役務等につき訪問取引に
係る売買契約等を締結したときは、遅滞な
く、通商産業省令で定めるところにより、前
条各号の事項についてその売買契約等の内
容を明らかにする書面を購入者等に交付し
なければならない。

(訪問取引における契約の申込みの撤回等)

第六条 取引業者が指定商品若しくは指定役
務等（その取引条件についての交渉が取引
業者と購入者等との間で相当の期間にわた
り行われることが通常の取引の態様である
商品又は役務等として政令で定める指定商
品又は指定役務等を除く。以下この項にお
いて同じ。）につき訪問取引に係る売買契約
等の申込みを受けた場合におけるその申込
みをした者又は取引業者が指定商品若しく
は指定役務等につき訪問取引に係る売買契
約等を締結した場合におけるその購入者等
(以下この条において「申込者等」という。)
は、次に掲げる場合を除き、書面によりそ
の売買契約等の申込みの撤回又はその売買
契約等の解除（当該商品が引き渡され又は
当該役務等の提供等が終了し、かつ、その
代金等の全部が支払われた後ににおける売買
契約等の解除を含む。）（以下この条におい
て「申込みの撤回等」という。）を行うこと

ができる。この場合において、取引業者は、
その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違
約金の支払を請求することができない。

一 申込者等が前条第一項又は第二項の書
面を受領した日（その日前に第四条本文

商産業省令で定めるところにより告げら
れた場合において、申込者等が当該商品
を使用し又はその全部若しくは一部を消
費したとき。

三 申込者等がその売買契約等を締結した
際（申込者等の住居においてその売買契
約等を締結した場合を除く。）当該商品が
引き渡され又は当該役務等の提供等が終
了し、かつ、その代金等の全部が支払わ
れた場合において、その取引価格が政令
で定める金額に満たないとき。

2 申込みの撤回等は、前項前段の書面を發
した時に、その効力を生ずる。
3 申込みの撤回等があつた場合において、
その売買契約等に係る商品の引渡しが既に
されているときは、その引取りに要する費
用は、取引業者の負担とする。
4 第三項の規定に反する特約で申込者等に
不利なものは無効とする。
(訪問取引における契約の解除に伴う損害
賠償等の額の制限)

第七条 取引業者は、訪問取引に係る売買契
約等が解除された場合には、損害賠償額の
予定又は違約金の定めがあるときにおいて
も、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号
に定める額にこれに対する法定利率による
遅延損害金の額を加算した金額を超える額
の金銭の支払を購入者等に対し請求する

ことができない。

- 一 当該商品が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額 (当該商品の取引価格に相当する額から当該商品の返還された時における価格を控除した額が通常の使用料の額を超えるときは、その額)
- 二 当該商品が返還されない場合 当該商品の取引価格に相当する額
- 三 当該売買契約等の解除が当該商品の引渡し前である場合 売買契約等の締結及び履行のために通常要する費用の額
- 四 当該役務の提供を目的とする取引に係る契約の解除が当該役務の提供の終了後にされた場合 当該役務の取引価格に相当する額
- 五 当該役務の提供を目的とする取引に係る契約の解除が当該役務の提供の開始後終了前にされた場合 当該役務の取引価格に相当する額から当該売買契約等の解約によって当該取引業者が負担することを免れる費用の額を控除した額
- 六 当該売買契約等の解除が当該役務受益権の譲渡後にされた場合 当該役務受益権の取引価格に相当する額 (当該役務受益権が返還されたときは、その額から当該役務受益権の返還された時における価額を控除した額)
- 七 当該売買契約等の解除が当該役務等の

提供等の前にされた場合 売買契約等の締結及び履行のために通常要する費用の額

(通信取引についての広告)

第八条 取引業者は、通信取引をする場合の取引条件について広告をするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該広告に、当該商品又は当該役務等に関する次の事項を表示しなければならない。ただし、当該広告に、請求によりこれらの事項を記載した書面を遅滞なく交付する旨の表示を定めるところにより、これらの事項の一部を表示しないことができる。

当該広告に、請求によりこれらの事項を記載した書面を遅滞なく交付する旨の表示を定めるところにより、これらの事項の一部を表示しないことができる。

一 取引価格 (取引価格に商品の送料又は役務等の提供等に伴い要する費用が含まれない場合には、取引価格及び商品の送付又は役務等の提供等に伴い要する費用)

(通信取引における契約の申込みの撤回等)

- 第九条の二 取引業者が指定商品若しくは指定役務等につき通信取引に係る売買契約等の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は取引業者が指定商品若しくは指定役務等につき通信取引に係る売買契約等を締結した場合におけるその購入者等 (以下この条において「申込者等」という) は、次に掲げる場合を除き、書面によりその売買契約等の申込みの撤回又はその売買

- 二 代金等の支払の時期及び方法
- 三 商品の引渡し時期又は役務等の提供等の時期
- 四 第九条の二第一項の規定に基づく売買契約等の解除に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

(通信取引における承諾等の通知)

第九条 取引業者は、指定商品又は指定役務

等につき売買契約等の申込みをした者から当該商品の引渡し又は当該役務等の提供等に先立つてその代金等の全部又は一部を受領することとする通信取引をする場合において、郵便等により当該商品又は当該役務等につき売買契約等の申込みを受け、かつ、その代金等の全部又は一部を受領したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、その申込みを承諾しない旨 (その受領前にその申込みを承諾する旨又は承諾しない旨をその申込みをした者に通知している場合には、その旨) その他の通商産業省令で定める事項をその者に書面により通知しなければならない。

ただし、その代金等の全部又は一部を受領した後遅滞なく当該商品を送付し又は当該役務等の提供等をしたときは、この限りでない。

ただし、その代金等の全部又は一部を受領した後遅滞なく当該商品を送付し又は当該役務等の提供等をしたときは、この限りでない。

ただし、その代金等の全部又は一部を受領した後遅滞なく当該商品を送付し又は当該役務等の提供等をしたときは、この限りでない。

契約等の解除（当該商品が引き渡され又は代金等の全部が支払われた後における売買契約等の解除を含む。）（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。この場合において、取引業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

一 申込者等が取引業者から申込みの撤回等を行うことができる旨及びその申込みの撤回等を行う場合の方法について通産省令で定めるところにより告げられた場合において、その告げられた日（当該商品の引渡し又は当該役務等の提供等を受けた日（その引渡し又は提供等が二回以上にわたるときは、最初の引渡し又は提供等を受けた日。以下この号において同じ。）がその告げられた日後であるときは、当該商品の引渡し又は当該役務等の提供等を受けた日）から起算して七日を経過したとき（七日を経過した日の前日が当該取引業者の休業日であるときは、これに次ぐ第一の営業日が終了したとき）。

二 申込者等が取引業者から、指定商品でその使用若しくは一部の消費によりその価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はそ

- の全部若しくは一部を消費したときは申込みの撤回等を行うことができない旨を通商産業省令で定めるところにより告げられた場合において、申込者等が当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき。

2 申込みの撤回等は、前項前段の書面を出した時に、その効力を生ずる。

3 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約等に係る商品の引渡しが既にされてゐるときは、その引取りに要する費用は、取引業者の負担とする。

4 前三項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

5 前四項の規定は、申込者等が第六条の規定による申込みの撤回等をすることができる場合には、適用しない。

(通信取引における契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限)

第九条の三 第七条の規定は、通信取引に係る売買契約等の解除（当該解除につき同条の規定の適用があるときを除く。）について準用する。

2 一路上等において執ようにつきまとつて勧誘をすること。

3 路上等において執ようにつきまとつて勧誘をすること。

4 威迫する言動を交えた勧誘をすること。

5 重要な事項につき、事実を告げず、又は不実のことを告げること。

6 苦情の申出に対する著しく不誠実な対応をすること。

7 前各号に掲げるもののほか、購入者等の利益を害する政令で定める不正又は著しく不当な行為をすること。

2 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わないときは、その行者に対し、一年以内の期間を限り、その行ふ訪問取引又は通信取引の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、前項の規定による命令をし

(悪質な営業方法の規制)

- 取引又は通信取引に関し、次の各号の一に掲げる行為をし、かつ、当該行為を引き続ぎするおそれがあると認めるときは、当該

(適用除外)

- 第十条** 第三条から前条までの規定は、次の取引で訪問取引又は通信取引に該当するもの

のについては、適用しない。

一 売買契約等でその申込みをした者又は購入者等のために商行為となるものに係る取引

二 輸出取引

三 国又は地方公共団体が行う取引

四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う取引（その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う取引を含む。）

イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会

（定義）

第十条の二 この章において「預託等取引契約」とは、次に掲げる契約をいう。

一 当事者の一方が相手方に對して、通商産業省令で定める期間以上の期間にわたり物品の預託（預託を受けた物品の返還に代えて金銭その他これに代替する物品を給付する場合を含む。）を受けること

（信託の引受けに該当するものを除く。）

2 この章において「預託等取引業者」とは、預託等取引契約に基づき物品の預託を受けすること又は施設利用権等を管理することを業として行う者（他の法律の規定であつて当該規定に基づく措置が講じられることにより預託等取引契約の締結及びその履行の公正並びに預託等取引契約に係る預託者が受けることのある損害の防止が確保される

一 その住居において売買契約等の申込をし又は買賣契約等を締結することを請求した者に対して行う訪問取引

二 取引業者がその営業所等以外の場所において、指定商品又は指定役務等につき、施設の利用に関する権利その他の財産権（以下「施設利用権等」という。）を前号の通商産業省令で定める期間以上の期間する通例であり、かつ、通常購入者等の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する訪問取引

第二章の二 預託等取引契約に係る取引（定義）
第十二条の二 この章において「預託等取引契約」とは、次に掲げる契約をいう。
一 当事者の一方が相手方に對して、通商産業省令で定める期間以上の期間にわたり物品の預託（預託を受けた物品の返還に代えて金銭その他これに代替する物品を給付する場合を含む。）及び当該施設利用権等に付する場合を含む。）
2 この章において「預託等取引業者」とは、預託等取引契約に基づき物品の預託を受けすること又は施設利用権等を管理することを業として行う者（他の法律の規定であつて当該規定に基づく措置が講じられることにより預託等取引契約の締結及びその履行の公正並びに預託等取引契約に係る預託者が受けることのある損害の防止が確保される

2 第十二条の二 又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条の団体
ハ 労働組合

五 事業者がその従事者に對して行う取引
2 第十二条から前条までの規定は、割賦販売法（昭和三十六年法律第二百五十九号）第二条第一項に規定する割賦販売、同条第二項に規定するローン提携販売又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る販売で訪問取引又は通信取引に該当するものについては、適用しない。

3 第三条から第七条までの規定は、次の訪問取引については、適用しない。

手方がこれに応じて当該物品を預託することを約する契約
2 前号に規定する契約以外の契約であつて、当事者の一方が相手方に對して、施設の利用に関する権利その他の財産権（以下「施設利用権等」という。）を前号の通商産業省令で定める期間以上の期間管理すること（信託によるものを除き、当該期間の経過後当該施設利用権等に付して金銭その他これに代替する物品を給付する場合を含む。）及び当該管理に関し財産上の利益を供与することを約し、又は施設利用権等を管理すること（信託によるものを除く。）及び当該通商産業省令で定める期間以上の期間の経過後一定の価格（一定の方法により定められる価格を含む。）により当該施設利用権等を買取ることを約し、相手方がこれに応じて当該施設利用権等を管理することを約するもの

2 この章において「預託等取引業者」とは、預託等取引契約に基づき物品の預託を受けること又は施設利用権等を管理することを業として行う者（他の法律の規定であつて当該規定に基づく措置が講じられることにより預託等取引契約の締結及びその履行の公正並びに預託等取引契約に係る預託者が受けることのある損害の防止が確保される

ものの適用を受ける者として政令で定めるものを除く。」をいう。

3

この章において「預託者」とは、預託等取引業者と預託等取引契約を締結した者をいう。

4

この章において「預託物品等」とは、預託等取引契約に再び、預託等取引業者が預託者から預託を受ける物品又は預託者が預託等取引業者に管理させる施設利用権等をいう。

(預託物品等の返還等につき担保のない預託等取引契約の締結の禁止)

第十条の三 預託等取引業者は、預託等取引契約に基づく預託者に対する預託物品等の返還(預託物品等の返還に代えて金銭その他これに代替する物品を給付することを含む。以下この項において同じ。)を担保するための当該預託等取引業者と銀行、保険会社その他の金融機関との間における政令で定める要件を満たす支払保証委託契約の締結をせず、又はその他の政令で定める当該返還を担保するための措置を講ぜずに、預託等取引契約を締結してはならない。

2 前項の規定に違反して締結された預託等取引契約は、無効とする。

3 前二項の規定は、預託等取引契約で預託者が営業のために又は営業として締結するものについては、適用しない。

第三章 連鎖販売取引

(定義)

第十一條 この章において「連鎖販売業」とは、物品又は役務受益権の販売の事業であつて、その物品又は役務受益権(以下この

章において「商品」という。)の再販売等(販売の相手方が商品を買ひ受けて販売すること又は販売に係る委託の相手方が商品の販売の代理、取次ぎ若しくは媒介をすることをいう。以下同じ。)をする者を特定利益(そ

に統括する者をいう。

3 この章において「取引料」とは、取引料、加盟料、保証金その他のいかなる名義をもつてするかを問わず、取引をするに際し、又は取引条件を変更するに際し提供される金品をいう。

(連鎖販売取引についての勧誘)

第十二条 統括者又は統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者(以下「勧誘者」という。)は、その連鎖販売業に係る商品の再販売等を店舗その他これに類似する設備(以下「店舗等」という。)によらないでする個人に対してその連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘をするときは、その連鎖販売業に関する重要な事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

第十三条 主務大臣は、統括者又は勧誘者が当該一連の連鎖販売業に係る商品の再販売等を店舗等によらないでする個人に対してその連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘をした場合において、その勧誘が適正を欠くものとして政令で定める基準に該当し、かつ、当該勧誘が引き続き行われるおそれがあると認めるときは、その統括者に対し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売取引について勧誘を行い若しくは勧誘

2 この章において「統括者」とは、連鎖販売業に係る商品に自己の商標を付し、連鎖販売業を行う広告を自己の名において行い、連鎖販売取引に関する約款を定め、又は連鎖販売業を行う者の経営に關し継続的に指導を行う等一連の連鎖販売業を實質的

者に行わせることを停止し、又はその行う

連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(連鎖販売取引についての広告)

第十四条 統括者は、その統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告をするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該広告に、その連鎖販売業に関する次の事項を表示しなければならない。

一 商品の種類

二 当該連鎖販売取引において条件とされる特定負担に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

(連鎖販売取引における書面の交付)

第十五条 連鎖販売業を行う者(連鎖販売業を行なう者以外の者がその連鎖販売業に係る連鎖販売取引において条件とされる

特定負担についての契約を締結する者であるときは、その者。以下同じ。)は、連鎖販売取引において条件とされる特定負担をしようとする者(その連鎖販売業に係る商品の再販売等を店舗等によらないで行う個人に限る。)とその特定負担につ

いての契約を締結しようとするときは、その契約を締結するまでに、通商産業省令で定めるところにより、その連鎖販売業の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。

連鎖販売業を行う者は、その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結した場合において、その契約の相手方がその連鎖販売業に係る商品の再販売等を店舗等によらないとする個人であるときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその者に交付しなければならない。

一 商品の種類及びその性能又は品質に関する事項

二 商品の販売条件又は商品の販売の代理、取次ぎ若しくは謀介の委託の条件に関する事項

三 当該連鎖販売取引において条件とされる特定負担に関する事項

四 当該契約の解除に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

(連鎖販売取引における契約の解除)

第十六条 連鎖販売業を行う者がその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結した場合におけるその契約の相手方

(その連鎖販売業に係る商品の再販売等を店舗等によらない個人に限る。)は、前条第二項の書面を受領した日以後においてその連鎖販売業を行う者からその契約の解除を行うことができる旨及びその契約の解除を行う場合の方法について通商産業省令で定めるところにより告げられた場合においてその告げられた日(その契約に係る特定負担が商品の購入についてのものである場合においてその契約に基づき購入したその商品につき第十一條第一項の政令で定める基準に該当することとなる最初の引渡し(その商品が役務受益権である場合については、役務受益権を証する証書(以下「役務受益権証書」という。)の引渡しとする。以下同じ。)を受けた日がその告げられた日後であるとき又はその契約に係る特定負担が商品の購入についてのものでない場合においてその契約に係る再販売等の目的物たる商品の品質若しくは性能、価格等の確認のための引渡しがその告げられた日までになされなかつたときは、その引渡しを受けた日)から起算して一四日を経過したときを除き、書面によりその契約の解除を行うことができる。この場合においてその連鎖販売業を行う者は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

2 前項の契約の解除は、その契約の解除を行ふ旨の書面を発した時に、その効力を生

する。

3
4 第一項の契約の解除があつた場合において、その契約に係る商品の引渡しが既にされてゐるときは、その引取りに要する費用は、その連鎖販売業を行う者の負担とする。
前二項の規定に反する特約でその契約の相手方に不利なものは、無効とする。

第四章 雜則

(売買契約等に基づかないで送付された商品等)

第十八条 取引業者（第二条第三項に規定す

る取引業者をいう。以下同じ。)は、売買契約等(同条第四項に規定する売買契約等をいう。以下同じ。)の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者及び売買契約等を締結した場合におけるその購入者等(以

下この項において「申込者等」という。以外の者に対して売買契約等の申込みをし、かつ、その申込みに係る商品若しくは役務受益権に係る役務受益権証書を送付した場合又は申込者等に対してその売買契約等に係る商品若しくは役務受益権以外の商品若しくは役務受益権につき売買契約等の申込みをし、かつ、その申込みに係る商品若しくは役務受益権に係る役務受益権証書を送付した場合又は申込者等に対してその売買契約等に

くは役務受益権に係る役務受益権証書を送付した場合において、その商品又は役務受

二 郵便等により売買契約等の申込みを受
下同じ。又は指定役務等(同条第六項に
規定する指定役務等をいう。以下同じ。)
以外の商品又は役務等の取引

二 郵便等により売買契約等の申込みを受けて行う指定商品又は指定役務等以外の商品又は役務等の取引

卷之二

第十八条の三 消費者又はその団体は、取引業者が第九条の四第一項各号（前条において

て準用する場合を含む。)に掲げる行為をして

又は統括者（第十一一条第二項に規定する統括者をいう。以下同様）。若しくは勧誘者が

第十三条第一項の政令で定める基準に該当する者について、同一の未回収賃金

する勧誘をしている事実があると思料するときは、主務大臣に対し、その事実を報告

し、第九条の四第一項（前条において準用する場合を含む。）の規定による指示又は第

十三条第一項の規定による命令をするよう

2 求めることができる

等取引業者（第十条の二第一項に規定する

預託等取引業者をいう。以下同じ。又は该活者若しくは勧誘者がこの法律の規定に違反

する契約を締結し又は請求をしている事実

があると思料するときは、主務大臣に対し
その事実を報告し、これらの者に対する消

費者の利益を保護するために必要な指導を行ふよう求めることができる。

(割賦販売審議会への諮問)
てはならない。

- 3 第二項に規定する報告があつたときは、主務大臣は、当該報告に係る事案について必要な調査をしなければならない。

- 4 第一項又は第二項の規定による報告が、政令で定めるところにより、書面で具体的な事實を摘要してされた場合において、当該報告に係る事案について第一項の指示若しくは命令又は第二項の指導をしたとき又はしないこととしたときは、主務大臣は、速やかに、その旨を当該報告をした者に通知しなければならない。

(報告及び立入検査)

- 第十八条の四 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令

で定めるところにより取引業者、預託等取引業者若しくは統括者若しくは勧説者に対する報告をさせ、又はその職員に、取引業者若しくは預託等取引業者の営業所等若しくは統括者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈し

て準用する場合を含む。)の規定による命令、同条第三項(第十八条の二において準用する場合を含む。)の規定による公表及び第十九条第一項の規定による割賦販売審議会への諮問に関する事項について

- 第十九条 主務大臣は、第二条第五項若しくは第六項、第六条第一項前段、同項第二号若しくは第三号、第九条の二第一項第二号、第九条の四第一項第七号(第十八条の二において準用する場合を含む。)、第十条第三項第二号、第十条の二第二項又は第十条の三第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、割賦販売審議会に諮問しなければならない。

- 2 通商産業大臣は、第十一条第一項又は第十三条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、割賦販売審議会に諮問しなければならない。

(経過措置)

- 第二十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務大臣)

- 三 第十八条の三に規定する事項並びに第十八条の四第一項の規定による報告の徵収及び立入検査に関する事項については、通商産業大臣及び当該商品の流通若しくは当該役務等の提供等を目的とする取引を所掌する大臣、当該物品の流通若しくは当該施設利用権等に係る取引を所掌する大臣又は当該一連の連鎖販売業に係る商品の流通を所掌する大臣

- 第二十一条 この法律における主務大臣は、第一項の規定による立入検査の権限は、いいて準用する場合を含む。)の規定による指示、同条第二項(第十八条の二において準用する場合を含む。)の規定による
- 第二十二条 次の各号の一に該当する者

は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の四第二項（第十八条の二において準用する場合を含む。）又は第十三条

第一項の規定による命令に違反した者

二 第十二条の規定に違反した者

第三十三条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第四条、第五条第一項若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項の規定に違反して書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくはこれらの規定による書面で虚偽の記載をしたものを受けた者

二 第九条の規定に違反して通知しなかつた者

三 第十四条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第十八条の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

▼ フィリピンの政治を笑っている日本人。

とくに大統領選の集計過程やイメルダ前大統領夫人の三千余足の靴をはじめ金銀財宝、全世界にまたがる不動産などに日本人は楽しんでいたる観だ。ほんとうは二十余年にわたつて民衆を苦しめてきた極悪非道の権力者の巧妙な深層が解明されつつあることを考えるならば、実に悲しむべきことなのである。さる一九七一年の第一次円借款から今日まで第一三次とつづいているが、日本人はフィリピンの政治や「マルイメ」（マルコスとイメルダ）を笑つたり批判したりすることは出来ないことが日に日につまりになつてきている。笑うどころか日本人として恥しくなつてきてもいる。第一次商品借款の中に化粧品＝一億八千万円、ゴム製品三億四千万円というのも出てくる。いつたい化粧品とはどういう民衆のためなのか、まさかイメルダとの仲間に……。ゴム製品とは作業用長靴とか手袋なんか、まさか……。しかし政府は企業名をあかさない。極めてかたくななのである。企業名をいえば商品の中身、品質が判明するからだ

▼ 経済大国、優越民族などと高慢ちきになつてゐるその日本の正体は、なんのことはない国民の血税で「マルイメ」を腐らせ、五千万フィリピン人を不幸の谷底に突き落してきたのである。あえて指摘するが、もしかりに、その製品がそれなら〇〇ツアーの受け皿を、つまり「安全性」を保障する商品を「貧しい人たちへの援助」と称しながら交換公文（借款）まで調印して「援助」していたのである。「ニセ紳士」といわれても弁解できまい。恐るべき「文化立国」であり「経済成長国家」ではなかろうか。人間でなく動物、すなわちエコノミック・アニマルと名命された真意がわかりかけて悲しい▼「禍をもつて福」ではないが、いまここに至つて日本、そして日本人がどのような態度と姿勢を内外に見せるかである。日本人は四十数年前それらの国々を軍靴でじゅうりんし、その後、スカルノ・デビ夫人にまつわるデタラメ、不道徳な援助で世界に詫び、そして、またまたマルイメを犯し、民衆を苦しめたのである。日本と日本人のアンフェアな経済援助について、すでに欧米から警告されているが、われわれ日本人は、それらの注意、指摘に応えると同時に東

編 集 後 記

南アジアなど被援助国人民からの真相究明の協力要請にも全面的に協力することである。そして、国内的には援助行財政にかかる会計検査権限の一層の整備、強化と立法機関における決算委員会等それらについての系統的、合理的な審査時間の保障とその徹底である。聞くところによると会計検査院の海外経済援助関係の担当検査官は僅かに二名にすぎず、さらに海外への現地調査に必要な旅費はほとんどカットされているという▼これを奇貨としてわれわれ日本人は強烈な自淨作用

を国民的に起こさないと、やがて日本は世界の孤兎になることは必至である。中曾根首相の「徹底的に真相を究明したい」という国会答弁を信じて政、官、財はあげて真相究明に立ち上がり、そして深く反省しなければならない。南北問題解消などと語りながら三たび世界の貧しい民衆をだまし、苦しめではならないことを誓うことであるといえよう。

(S)



「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部

送料 一部

年間購読料

四二〇〇円

(前納)

ご送金は左記へお願ひいたします。
郵便振替 東京8-180821
又は

大和銀行 衆議院支店
普通 203888

日本社会党政策審議会

政策資料編集委員会

委員長 嶋崎謙

編集委員 細谷治嘉

武部文

木島喜兵衛

島田琢郎

戸田菊雄

村沢牧

安恒良一

佐藤三吾

瀬尾忠博

小林高摩三

佐間田勝美

船橋成幸

片山甚市

渡辺三郎

兼任事務局長
会計監査

岡田利春

佐藤觀樹

森井忠良

清水勇

松浦利尚

岡村理

高杉廸忠

日野市朗

福間知之

沖崎利夫

渡辺利博

矢田部理

岡村理

森井忠良

清水勇

佐藤觀樹

岡田利春

高杉廸忠

日野市朗

福間知之

沖崎利夫

渡辺利博

岡村理

森井忠良

清水勇

佐藤觀樹

岡田利春

高杉廸忠

日野市朗

福間知之

沖崎利夫

渡辺利博

岡村理

森井忠良

清水勇

佐藤觀樹

岡田利春

高杉廸忠

日野市朗

福間知之

沖崎利夫

渡辺利博

岡村理

森井忠良

清水勇

佐藤觀樹

岡田利春

高杉廸忠

日野市朗

福間知之

沖崎利夫

渡辺利博

岡村理

森井忠良

清水勇

佐藤觀樹

岡田利春

高杉廸忠

日野市朗

福間知之

沖崎利夫

渡辺利博

岡村理

森井忠良

清水勇

佐藤觀樹

岡田利春

高杉廸忠

日野市朗

福間知之

沖崎利夫

渡辺利博

岡村理

森井忠良

清水勇

佐藤觀樹

岡田利春

高杉廸忠

日野市朗

福間知之

沖崎利夫

渡辺利博

岡村理

森井忠良

清水勇

佐藤觀樹

岡田利春

高杉廸忠

日野市朗

福間知之

沖崎利夫

渡辺利博

岡村理

森井忠良

清水勇

佐藤觀樹

岡田利春

高杉廸忠

日野市朗

福間知之

沖崎利夫

渡辺利博

岡村理

森井忠良

清水勇

佐藤觀樹

岡田利春

高杉廸忠

日野市朗

福間知之

沖崎利夫

渡辺利博

岡村理

森井忠良

清水勇

佐藤觀樹

岡田利春

高杉廸忠

日野市朗

福間知之

沖崎利夫

渡辺利博

岡村理

森井忠良

清水勇

佐藤觀樹

岡田利春

高杉廸忠

日野市朗

福間知之

沖崎利夫

渡辺利博

岡村理

森井忠良

清水勇

佐藤觀樹

岡田利春

高杉廸忠

日野市朗

福間知之

沖崎利夫

渡辺利博

岡村理

森井忠良

清水勇

佐藤觀樹

岡田利春

高杉廸忠

日野市朗

福間知之

沖崎利夫

渡辺利博

岡村理

森井忠良

清水勇

佐藤觀樹

岡田利春

高杉廸忠

日野市朗

福間知之

沖崎利夫

渡辺利博

岡村理

森井忠良

清水勇

佐藤觀樹

岡田利春

高杉廸忠

日野市朗

福間知之

沖崎利夫

渡辺利博

岡村理

森井忠良

清水勇

佐藤觀樹

岡田利春

高杉廸忠

日野市朗

福間知之

沖崎利夫

渡辺利博

岡村理

森井忠良

清水勇

佐藤觀樹

岡田利春

高杉廸忠

日野市朗

福間知之

沖崎利夫

渡辺利博

岡村理

森井忠良

清水勇

佐藤觀樹

岡田利春

高杉廸忠

日野市朗

福間知之

沖崎利夫

渡辺利博

岡村理

森井忠良

清水勇

佐藤觀樹

岡田利春

高杉廸忠

日野市朗

福間知之

沖崎利夫

渡辺利博

岡村理

森井忠良

清水勇

佐藤觀樹

岡田利春

高杉廸忠

日野市朗

福間知之

沖崎利夫

渡辺利博

岡村理

森井忠良

清水勇

佐藤觀樹

岡田利春

高杉廸忠

日野市朗

福間知之

沖崎利夫

渡辺利博

岡村理

森井忠良

清水勇

佐藤觀樹

岡田利春

高杉廸忠

日野市朗

福間知之

沖崎利夫

渡辺利博

岡村理

森井忠良

清水勇

佐藤觀樹

岡田利春

高杉廸忠

日野市朗

福間知之

沖崎利夫

渡辺利博

岡村理

森井忠良

清水勇

佐藤觀樹

岡田利春

高杉廸忠

日野市朗

福間知之

沖崎利夫

渡辺利博

岡村理

森井忠良

清水勇

佐藤觀樹

岡田利春

高杉廸忠

日野市朗

福間知之

沖崎利夫

渡辺利博

岡村理

森井忠良

清水勇

佐藤觀樹

岡田利春

高杉廸忠

日野市朗

福間知之

沖崎利夫

渡辺利博

岡村理

森井忠良

清水勇

昭和50年10月9日第三種郵便物認可
1986年5月1日発行
政策資料第236号
毎月1回1日発行

編集人 政策資料編集委員会
発行人 鳴崎謙
発行 日本社会党政策審議会

〒100
東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価300円 (送料 50円)
